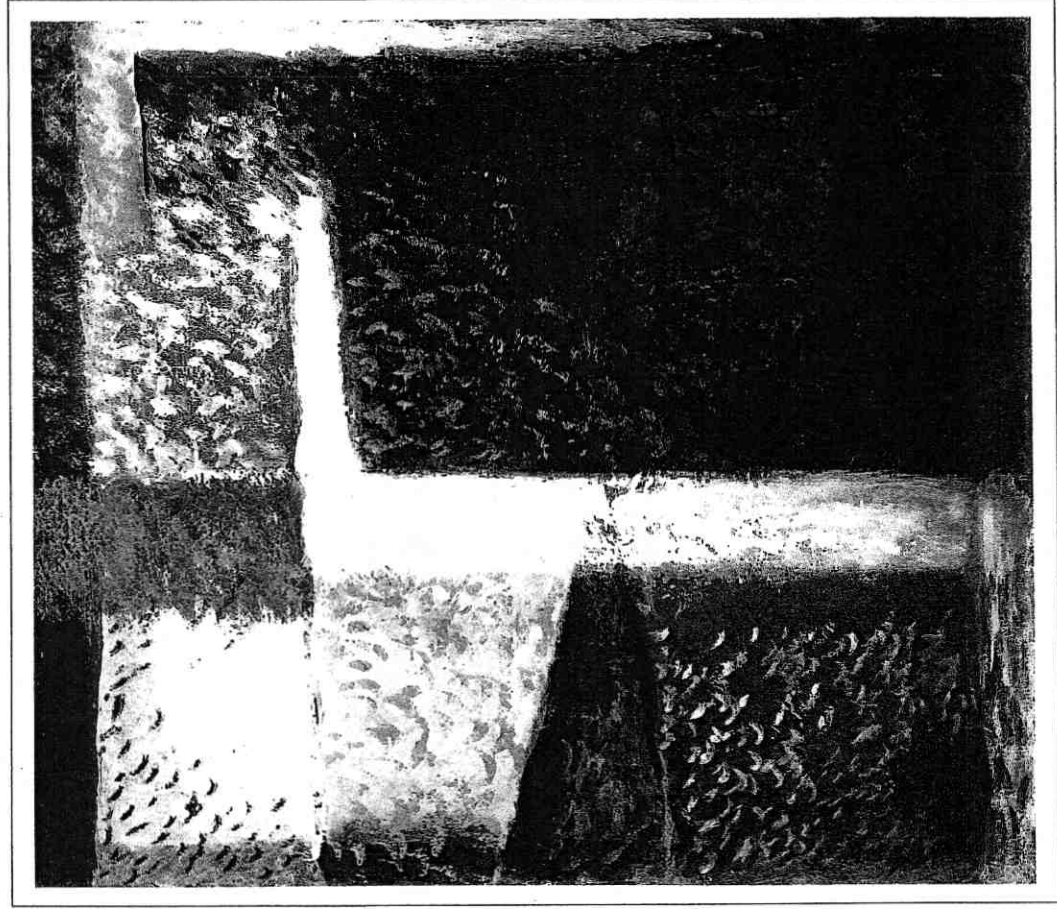


# 国民と森林

2002年・新春  
第 79 号



国民森林会議



# 住宅建材としての森林

相田 幸一

(国民森林会議・幹事)

○一年元日、主要新聞に広告が出され、近くの山の木で家をつくる運動が宣言された。NPO法人緑の列島ネットワークが多くの人達に呼び掛け、実現したものだ。呼び掛け人には各界の著名人や有志が多数名を連ね、私もその一人となっている。宣言文を読まれた方も多いと思う。

人間と森林との最も根本的とも言える関わりとなる木材生産について、ここ数十年來、その役割を転じはじめ、○一年に成立した森林、林業基本法において、木材生産としての森林の役割は、そのウェイトを大幅に縮小して考えられている。

それは森林の持つ、育成過程での樹木の特性、すなわち土壌とか、水とか、大気とか、人間をはじめとする生物に与える影響とかに、その価値をソフトしてきているからだ。

しかし、木を材料資源とする考えは、今後もこれまでと同様に持ち続けることには変わりないし、場合によってはこれまで以上の比重を持たさなくてはならなくなる可能性も否定できない。その理由の一つは、木造の家

(天然素材の家)を求める潜在的欲求が高まっていることだ。本誌第七八号にも掲載された「森林、林業基本計画策定にあたっての提言」の中でも触れているが、それは木材の特性、すなわち再生可能な資源であること、省エネルギーな生産物であること、温暖化防止機能のある素材であること、温、湿度を調整緩和し身体になじむ生物素材であること、燃焼の進行が遅く有害ガスの発生も強度劣化も少ないことなどが、シックハウスの問題や、環境ホルモンの脅威を少しでも軽減しようとする、ごく当たり前の欲求に叶っているからだ。

もう一つは、山村コミュニティの維持や山村振興、森林の公益的機能の発揮のため地域産材の利用促進の気運が高まり、各種の活動が生まれていることだ。私の知る限りでも日本全国で、2、3の県を除く各県に何らかの形で地域の木を使った家づくりに取り組んでいる組織ができ活動している。○○の木で家をつくる会、○○の木の家づくりネットワーク、木造住宅を考える会、○○木造センター

及び協同組合など名称は多種多彩である。多いところは一県で一〇を越える組織を持つところもある。

冒頭に触れた、緑の列島ネットワークはこれらの組織と、近くの山の木で家をつくる運動に賛同する人々を結び、文字通りネットワークづくりを目指している。

今日の、いわゆる森林の崩壊が、木材の利用が少なくなったり、輸入木材の利用が主流になったりして、木を伐らなくなった事によって引き起こされていることが重い要因となっていることを考えると、木造住宅への新しい取組みを考えなくてはならない時期に来ているのではないだろうか。第一に居住性、耐久性を見直すために、いちど現在の住宅建築をすべて白紙にして、歴史的建築技術の再検証と現代の技術をどう生かすかの検討をおし、建築工法を再構築すること。第二に木材生産地から流通、製材、建築設計、施工の流れのシステムづくりを再検討すること。が必要になってきている。一部地域や組織ではあるが、すでにその試みを実践している組織も

目次

季刊 国民と森林

No.79 2002年新春号

■ 卷頭言		
住宅建材としての森林	相田 幸一	2
■ 新しい時代の森林管理へ	速水 亨	4
■ ルポ・地方林政が直面するもの		
	多賀 清雄	7
■ 海外林業の動向	増田 美砂	12
■ 森林労連青森地本の「食とみどり、 水を守る」運動	吉川 進	19
■ 年頭の所感	半田 良一	22
■ 切り抜き森林・林政ジャーナル		23
■ アトランダム雑誌切抜き		26
■ 森林・林業基本計画の概要		28

表紙の言葉

「吹雪」 F10号

小林金三(札幌在住)

雪は天からの手紙 - といった科学者がいた。千変万化の結晶は、百万人に百万通の違った便りを届ける。

雪はロマンを呼ぶが、北の生活者には脅威となることがある。近代的な団地に辿りつきながら、猛吹雪に道を失って自宅を前に凍死することなど南の人には想像もつくまい。

雪は白の世界を創出して、人に内省を迫る。天地をゆるがす吹雪は人間の矮小を教える。雪片の乱舞する只中にいると、天はいかなるメッセージを届けようとしているか、考えずにはおられない。

目次題字 隅谷三喜男

ある。  
同時に、住まい手、造り手、林業者、製材者、設計者との、いわゆる顔の見える関係を築く事も大切となってきている。実際に近くの山の木で家を建てたいと考えた時、どのようなアプローチの仕方を実現させるかを多くの人に周知させなければならぬ。これらを実現させるためのやり方にはどの様な方法があるだろうか。すでに実施して成功している例もあると聞く。そういう成功例に習うこともひとつの考えであるうし、成功規模が拡大していくことに大いなる期待をかけた。ま

た、どのくらいの注文に応じられるかの供給者側の体制づくりと人的確保が不可欠だ。これにより、供給の量と質と安定性が確保されなければならない。  
いづれにしろ、一石を投じることにより、連鎖的に何羽もの鳥を落とす事が可能と思われるこのようなシステムづくりは、森林を取り巻く環境が沈滞している中で、多くの人々に森林への関心を深めさせ、森林の利用を促進する広いうねりを各地に起こすに違いない。森林、林業の活性化を木造建築の新しい方向性に求める一つの考え方を述べたが、日本

という風土が生み出した歴史と伝統に帰する形を、現代風にアレンジするこのやり方は、人々に受け入れやすいのではないかと考えている。



# 新しい時代の森林管理へ

速水 亨

(日本林業経営者協会副会長)

## 社会での森林の評価の変化と 市町村森林計画

この原稿が読者のお手元に届く頃は、全国で森林のある市町村においては市町村森林計画の立案の真つ最中です。森林管理の憲法である林業基本法が昭和三六年に制定されてから概ね四〇年ぶりの森林・林業基本法改正を経て、この市町村森林計画が身近な森林の将来の方向を決定する重要な計画となっています。多くの市町村の担当者は極めて重要な計画に携わっている事を自覚していると思われませんが、特に大事なこととは計画に森林関係者や利害関係者、興味を持つ人々それぞれの意見がしっかりと入れられているかです。

ともすれば、今までの市町村森林計画はまるでトコロテンの様に市町村名や数字が違うだけで、ほとんどが手引書の丸写しで、指導すべき県当局も恥を知らない態度でそれを認めています。多くの知事や市町村長が森林の荒廃を嘆き、林業の復興を唱えますが、何処に行っても、この計画では無理だと思ふものばかりであり、真

剣さがみじんも見えてきませんでした。今回は森林管理における市町村の責任が比べものにならないくらい大きくなっています。是非ともしっかりと地に足が着いて、そして将来を見据えた市町村森林計画ができあがることを熱望しています。

林業基本法は林業関係者の所得の向上を重要な目標としていました。それが改正に伴って森林の多様な機能の発揮が目標となり、林業はそれを可能にする重要な手段となりました。もともと日本の森林管理は農村人口が五〇%をしめる人口構成で、良質で低廉な労働力(高度成長時代に田舎の供給する最大の商品であった)や拡大し続ける木材需要を前提とした森林管理で、林政も個人経営も国有林経営もあらゆる森林関係の考え方はこの二つが前提となっていました。この場合、森林管理は経済的な要因で動かされる育林施業に任せておけば少なくとも人工林に関しては問題なく整備されてきました。しかしすでに昭和五〇年代にはいると二つの問題が起き始めていました。一つには木材価格は伸びながらも人件費の伸びに対しては追いつかなく

なってきました。次に公害などに対しての市民意識の向上と共に森林に対しては、単に木材生産を目標とする人工林に対しての批判が現れるようになってきました。

現在の変化への兆候はこのときにすでに現れていました。今回の改革は、多様な機能の発揮と共に市民に開かれた森林管理とすることが根底に流れていると思っています。その点で市町村森林計画は市民の声をしっかりと入れなければいけません。

もう一つ、地域の森林所有者の意見が重要な理由があります。極めて大きな項目が基本法に明記されました。それは(森林所有者等の責務)です。

第9条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者(以下「森林所有者等」という。)は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることをむねとして、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。

とされています。

つまり、市町村森林計画で指向する多面的機

能の發揮は、即森林所有者の責務となってくるのです。むろん、このような条項が基本法に無くとも森林所有者は今までも森林管理に努力はしてきたが経済的な状況がそれを許さなくなっているのです。

## 国有林改革から民有林改革へ

今回の林野行政の変化は平成一〇年一〇月の国有林改革から始まりました。当時、国有林の森林管理方針はともかく巨額の借金は責任ある森林管理を不可能なものとしており、好むと好まざるとに係わらず特別会計を整理することに迫られていましたし、森林自体の機能低下の可能性を考えたとき、必然的な流れでした。

その改革は、「政府の森林から国民の森林へ」であったと思います。ポイントは、

☆ 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換

☆ 組織、要員の徹底した合理化・縮減

☆ 一般会計からの繰り入れを前提とした特別会計制度への移行

☆ 累積債務の本格的処理

の四点でした。後半の三つは国有林という組織の問題ですが、最初の「公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換」はその後の森林・林業基本法の改正にそのままつながる流れがここで出来上がっていたと言つて間違いありません。

このときに国有林は、民有林に先駆けて森林を三つの区分に分けて施策を実行することとなりました。しかしこの区分は、本来国有林の問

題であり、この時点での国有林のおかれていた状況からの判断であったと考えられます。

その三つの区分は「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」であり、この区分は今回の森林林業基本法で示され、全国森林計画において実行される民有林のゾーンングと全く同じ区分です。

ここで考えるべきは、国内二五二〇万haの森林の中で国有林は七八五haで概ね三割にすぎず、残りの七割は民有林であり、一四五七haと六割近くが私有林となります。林野行政は本来国有林が中心ではなく二五二〇万haの森林を一体としてどうするか議論を必要としていましたが、現実にはその後の民有林改革のベースになる国有林改革が広く国民の議論無く決定しまい、それが今回の民有林改革につながっていることは問題です。

本来であれば、民有林も国有林も含めた日本の森林の方向付けを行い、その中で国有林の役割、民有林の扱いを同時に議論しながら、機能区分も行われるべきだったと考える。

## 森林・林業基本法改正の注目点

既に、知られているように今回の基本法は木材生産を中心とした森林整備が立ちゆかなくなつたことを前提に改正され、森林の多様な機能を發揮させる為の森林整備であり、その森林整備と保全を図るには林業活動と山村の振興が重要であると位置づけられた事です。

旧林業基本法における「公益的機能は林業の振興を図る結果として發揮される」という、い

わば「予定調和」とでもいふべき考え方の前提が大きく変化してきています。永年林野庁が主張してきたことが、これをもって終決したこととなります。

私自身は以前から、環境管理を前提とした林業経営においては、意識的な環境配慮が行われないと豊かな森林は出来ません。つまり予定調和は困難であるとしてきました。これに対し林野庁の高官は「それを言い出せば林野庁の事業の否定である」と言われたのは、ほんの数年前でした。そして今回は私が述べていた理由ではなく、森林管理を担うべき林業が崩壊の危機にあり、予定調和を不可能としてしまったという皮肉な結果となりました。

次に、前述の「森林所有者等の責務」です。これは旧基本法においては「林業の生産基盤として効率的に利用されるように努めなければならない。」とされていたものが、多面的機能の發揮を要求されるように変わったのです。

地方公共団体と国との関係は今までは国の施策に準ずることを求められていましたが、今後は基本理念にのっとり、国との役割分担と地域に応じた施策を実施する責務が負わされています。つまり地方独自の考えで森林管理が行えることを意味し、それ以上に責任も負わされることとなりました。

また、新たに(国民等の自発的な活動の促進)、(都市と山村の交流等)の条項が付け加えられボランティア組織を森林の整備を担う者の一つと見ることとなり、都市との交流の促進を唱っています。これらは全く新しい点であり、この



ような側面が方に組み込まれたことは評価すべきです。

## 森林・林業基本計画

基本法の改正に続き基本計画が制定されました。これには二つの目的があります。一つには基本法の精神に基づいた森林管理の前提である基本計画を立てること、将来の木材の供給、利用目標の制定です。後者は今まで希望的数字、あるいは単に遠い目標に過ぎませんでした。それほど現実と乖離していました。今回はそれをあえて望ましい森林管理が実行された結果としての目標と現状から見た趨勢としての二つに分けて書かれました。すこし責任回避的な感じがしないでもありませんが、今までの大きな乖離よりはまともな捉え方かも知れません。

平成二二年には国産材は二五万<sup>3</sup>と増大している目標に比べ、趨勢は一五<sup>3</sup>と大きく減少しています。今までの流れは趨勢値が予想されますが、ここは是非とも目標値を達成できる施策が実行され、木材を扱う者として努力しなければなりません。

前者の計画ですが、ここに機能区分の三つのゾーンが出てきます。しかし、国有林と異なり、明白な施業の差は見られないのが民有林に対しての機能区分ではあります。目標とする林相はかなりしっかりと予想できます。

今回の基本計画樹立に至る過程で、私は林野庁の立案を担当される方々と何度か話す機会がありました。森林のイメージを持った計画立案を期待していました。如何にも抽象的ではあ

りますが、このイメージを持つことは非常に重要であり、今回はかなりうまくいったのではないかと思われます。

私自身は、森林のゾーニングに関して、国に先んじて実行した三重県のゾーニングに関与しました。この場合は森林の現状を前提にかなり精査しながら決定していく仕組みを考えました。国の場合は機能を重視していたため、保安林の意味が大変重要視されました。偶然、双方のゾーニングに関与しましたが、実際は日本のように全ての森林が人の手が入っており、ましてや人口密度が高く、多くの森林は自然流域で下流は人口密集地につながっています。このようなことを考えると森林は機能区分ではなく、最低限守るべき森林環境ガイドラインを設定して、全ての森林の機能を高める努力と木材生産を同時に実行させる事が正しいと考えています。

特に日本だけの環境、あるいは三重県だけの環境と言う考え方ならば、森林のゾーニングを実行し、木材生産が一義的な目標でない森林が増大してもそれほど社会的な問題はないかも知れませんが、地球規模の視点を持てば、世界の木材貿易量の二〇%輸入する、日本は可能な限り国内の人工林を有効に利用し、そこからの木材を利用することで、世界の貴重な森林の伐採圧力を減じる役割が重要と考えます。

## 総括

私は今回色々な場面で、民有林の改革に関わりを持ってきました。その立場を考えるとあまり厳しいことを言っでは無責任な議論しかしな

かったと捉えられかねませんが、あえて申し上げれば、一つは議論する期間が短く常に走りながら考えさせられました。

その結果、林業者ですら検討する場所での議論の内容を知るまもなく決定されて行ったと感じています。ましてや一般の国民はほとんど議論に参加する間もなかったことは事実です。最後に地方巡業をして「やまびこトーク」を行いました。その時点では計画はほとんどまとまっていたから、そこでの議論は本質を変化させるには至っていませんでした。

そうは、言いながら内容はかなり意欲的なものとなっています。今後はこの計画をどのように育てて行くかが我々に課されています。これを実行するためにも計画の中に明記されているように、森林所有者の意向、住民のニーズ等をふまえた市町村森林計画が立案されなければなりません。また各県においても、言葉だけでなく実体として広く意見を吸収する仕組みを市町村が作りやすいようにサポートし、結果がしっかりと出るようにしなければならぬと思われ

ます。

林業関係の行政はともすれば、仲間内の議論に終始し説明や広報さえも一般的でない場合が見受けられます。常に木材を供給し続ける森林を育て、世界に誇る森林を次の世代に引き継ぐ為には、広く国民の問題として森林を取り扱って行かなければなりません。

木を育てるのは長い時間の積み重ねであり、伐るのは一瞬です。また、伐らなければ森は死んでしまいます。

# ルポ・地方林政が直面するもの

## || 長野からの報告 (下)

多賀清雄

(長野の林政を考える会)

十月末、長野県の田中知事は任期の一年目を終えた。毀誉褒貶ただならぬ一年間だったが、持ち味をみせたのは森林・林業の重視をいち早く打ち出したことだった。間伐の推進は、行政担当者の奮起を促しただけでなく、異業種の参入や、フィランソロピー活動に森林整備を取り入れる企業が現われたり、市民団体の活動も大いに活発化し、いろんなネットワークが生まれるきっかけとなった。底辺の広がりを実感に実感させた一年だったと言える。

### 「まず間伐ありき」で始まる

長野の間伐目標は七、八齢級のカラマツ、スギを中心に十萬九千ha。平成十一年度に始まった第五期総合対策ではそのうち四萬ha、年八千haを整備する計画だった。しかしそれは一年だけで、平成十二年度には国の緊急間伐をうけて

五萬ha、年一萬五百haに上乘せする。

ところが、田中知事の登場で造林育林を県政の柱とする方針が打ち出され、平成十三年度一萬四千二百ha、十四年度一萬五千ha、十五年一萬六千haと急速にピッチをあげるようになった。これでいくと、十一年度と十五年年度の合計は六萬三千七百haとなる。それ以降も同じペースなら、十八年度中には十萬九千haの目標が達成され、その後は森林の健康保持のための通常の施業に入る、というのが県のもくろみだ。

間伐の緊急度は高いと言っても、従来の実力とされた水準の二倍近い計画の達成は、そうたやすくはないはずである。山林所有者の負担を軽減する手厚い助成(ものによっては八〇%の高率補助)をするとはいえ、出たとこ勝負の空気がないではなかった。

しかし、間伐対策の元締め役を勤める森林保全課造林係長の田嶋裕志(47)は、秋も深まる頃には「達成出来ると思う。現場の頑張りを信頼している」と自信をみせるようになった。民

有林の補助事業である公共造林で八千九百ha、県直営の公共治山で三千七百ha、この二つで計画の九割弱になると計算するが、問題は小零細林家をまとめる公共造林。間伐が一番遅れている部分で、ここに焦点を絞って普及啓発はかつてないほどやったという。

集落懇談会は十月初めまでに県下百二十市町村全部で延べ三百八十回にのぼり、その参加者六千六百十八人、個別林家の訪問指導千三百七十人。いずれも例年の数倍。本庁の職員もできるだけ山元へ足を運び、きまりごと中心のマンネリ行政は影をひそめざるを得なくなった。関心の高まりも追い風となったし、財産区や集落有林の割り合いが他県より大きい三割弱を占めていることも、団地にまとめる施業にはプラスになった。

しかし、ことしはとにかくやり易いところ、大規模に手をつけられるところから着手されたことは否めない。団地化協定も、「やれる人が集まって協定を結ぶ。一部菌抜けになってもや

むを得ない」ような便法も了解された。

間伐は、「眺めていても始まらない」からだ  
が、だんだん奥地化が進み、とり残された個人  
所有林や条件の厳しいところが対象になれば、  
とりまとめの難しさはいっそう増すだろう。泣  
きどころの境界確定についても、現地の担当職  
員は「本来これは国土調査事業の守備範囲の問  
題。確定しなくとも施業が出来る。長野方式」  
を生み出せと言われたら、墓地改葬公告のよう  
な所有権と管理権の間をかくぐる手を見つけ  
るしかない」と難しさを認める。これについて  
は田嶋も、「無理をせず所有者と地道に詰める  
しかない。所有者の意欲をさらに喚起するた  
めの新しい仕組みが欲しい」と、次年度以降を見  
据えて国の直接支払い制度の導入や県の条例制  
定に期待している。

また、間伐問題を契機に、遅れていた長野の  
課題が一举に吹き上がったしていると指摘するのは、  
県産材振興に力を入れている県会議員の島田基  
正（56歳上田市）だ。

森林情報を共有するためのGISの取り組み、  
県産材流通・消費拡大のための拠点づくり、森  
林認証制度の推進、バイオマス・エネルギーの  
展開：等々。

材価の下落が続く厳しい環境の中で、こうし  
た政策課題も待ったなしの問題だとして、こと  
しこそ知事の実現を迫りたいと話す。

## 補助金だけでは進まない

末端の市町村にとって、間伐推進はやはりノ  
ルマでないといったら嘘になる。そんな中で、  
五年前から間伐材は全て搬出、所有者の収入に  
結びつけているのが、中野市のケースだ。林業  
地域としては小規模かつ後発でありながら、零  
細所有者をうまくまとめて共同施業につなげて  
いる一つのモデルと評価されてきた。

北信地方は多雪地帯だが、志賀高原の玄関に  
当たる中野市と山ノ内町は、幕末に佐久間象山  
が産業振興のため植林を奨励したという、象山  
杉が里山を埋めている。この頃は手入れもさ  
れないそれらの山がクマやサルの特リトリーと  
化し、ブドウ団地の被害も目に余るほどになっ  
ていた。そこで市耕地林務係の山岸功（42）が  
地方事務所のアイデアを借りて「収入間伐」を  
打ち上げたのが、中野方式の始まりだった。

その内容は、①高性能林業機械（タワーヤー  
ダ、プロセッサ等）を使用する。3残1伐の列状  
間伐で効率的な施業、搬出②間伐施業承諾書に  
より一任取りつけ、施業地を集団化（2ha以上  
のまとまりがあること）③素材生産費は間伐材  
販売でカバー、所有者に一切経費負担をかけな  
い。そのため柱材採材が可能であること④の三  
つ。それまでは所有者が十万円/haほど負担す  
る切り捨てだった。

おりから千曲川下流域の地域材活用拠点とし  
て、長野市に北信木材流通加工センターが開設

される。高性能機械を備  
えて域内森林組合の施業  
を支援する生産センター。  
地域材を売りし、加工  
部門に安定供給する流通  
センター。製品生産、プ  
レカットなど需要拡大を  
図る加工センター。三機  
能を統合した施設だ。

近隣に生産と販売の拠  
り所ができたのをうけて、  
平成九年中野市と市森林  
組合は所有者二人から計  
四ha余の八齢級のスギ林  
で収入間伐のモデル事業  
を受託、施業に踏み切っ  
た。

その結果は、表のとおりである。収益八十七万円、  
ha当たり十九万九千円を  
所有者に還元できた。m<sup>2</sup>  
当たりでは二千六百四十  
円。ご先祖の遺してくれ  
た林業の記憶を辛じてと  
どめるこの金額が、所有  
者の間に波紋を呼び、翌  
十年度は一挙に五十haの団地化となり、承諾書  
持参で間伐参加を申し込みにくるケースも出て  
きた。こうして市内の六齢級以上の要間伐林七  
百haの施業は、一三年度までにはほぼ達成できる

## 平成9年度収入間伐の1例

(中野市間山・私有林2名)

(上) 樹種	搬出材積	総収入額	総支出額	総収益額
(下) 面積ha	ha当たりm <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> 当たり円	m <sup>2</sup> 当たり円	m <sup>2</sup> 当たり円
スギ	303.399	5,583,132	4,782,060	801,072
4.03	75.3	18,402	15,762	2,640



見込みである。

市場に近く、コストを押さえられる立地条件。今さらのように、象山先生の慧眼に感じ入る人も多い。里山なので作業道は十分ついでおり、また間伐材を引き取るセンターが全て一等材扱いをしてくれたこと、林業地として後発だけに森林所有者が大型機械の導入にあまり神経質でないことも、施業を円滑にした。スキの複層林化は技術的な課題もあって暫くは視野に入らず、次の段階は2残1伐で収入をあげながら長伐期を迎えたいとしている。

それにしても中野がモデルケースと言われるのは、所有者に還元できる収入をあげて信頼を勝ち得てきたからである。では、収入が全てかと言えば、それは結果論にすぎないだろう。小世帯のこの市では役所と組合は一体化している。事業を支えているのは、組合職員を兼務している山岸ら二、三人の大変な努力だ。

十三年度の間伐目標百haの所有者は八十人を数える。零細な所有者たちから承諾書をもらい、施業一任を取りつけるまで、グループ別説明会、戸別訪問、不在者を訪ねての県外出張、森林の検分、と長期間の準備がある。そうして境界確定に入れば、そこは隣り近所、誰も正確なことが分からないという林地ばかりだ。全体をまとめて案分することで納得してもらおうが、自分の山ばかりがいい木を伐られているといった不満が絶えない。

怖いのは誤伐だという。場合によって不可避的な誤伐が生じるが、法外な補償を要求され、

裁判沙汰寸前となったケースもある。

「切り捨ての何十倍もの手間。こんなマネはよそでは絶対できっこない」と山岸の相棒を長く勤めてきた組合顧問格の山岸虎雄(68)。

「それだけ、市民のためになることをやっているという実感がある。間伐問題は、私たちにまずやる気があるかどうかですよ」——山岸も口をそろえた。隣の山ノ内町では、中野にならって昨年から収入間伐を目指したが、職員が音をあげ、また切り捨てに逆戻りしそうな雲行きだという。

しかし、ここへきて中野方式は大きな壁に突き当たっている。夏場から市況がさらに軟化、センターの引取り値は寸法にかかわらず一万円/㎡を割るところまできており、カラマツと逆転。センターの販売戦略が群馬の業者に偏りすぎていた、九州から大量に安値材が出回っている、山ごと買い占めてたき売りする素材業者がいる……など、このところ山岸たちの耳に届くのは先行きの暗さを思わせる情報ばかり。

この五年間、間伐収入は低下傾向にあったが、それでも五月頃まではなお一五万円〜一八万円/haの還元が可能だった。一万円を割る材価ではそれもできない。管理手数料をゼロにせざるを得ないかも、と身を切る話も交わされている。

十二月一日、中野市を含む北信広域連合圏六市町村の森林組合は、かねての予定どおり大合併した。合併を機に組合業務とは一線を画すことになった山岸は、手がけてきた「収入間伐」が先行きどうなるか、やはり気にかかる。冬季

の除雪が主な仕事であるような組合とも今後は一緒になるのだ。中野の行き方が新組合のお荷物視されるのでなければいいが。山岸の胸中は複雑なものがあるだろう。

## 大人気?のきこり講座

補助金のカサ上げと並んで県が打った手は、土木建設業者などが新たに林業に参入できる仕組みをつくったことである。長野では従来、森林整備は地域の森林組合に随契で発注されている。今度は、県が事業主体となる保安林整備と県有林整備の二つについては、一定の資格要件を満たす土建業者と素材生産などの認定事業者も参加できるようにし、指名競争入札制を導入したのである。

その結果、十月末の時点で入札参加資格者は森林組合21(県下33組合のうち一部は共同体として参加)に対して、認定事業者26、土建業者48と多様化し、発注された二百五件の森林整備事業のうち認定事業者が十四件、土建業者が二十一件の落札に成功した。ことしはさらに多数の土建業者が資格を得て参入してくる気配であり、森林組合にとっては予想を超える動きとなってきた。

資格要件は、技術資格をもつ人が一人以上いること、技術作業員を五人以上常時雇用している法人であること——というもので、その中心をなす技術資格者とは簡単に言えば「チェーンソーを扱う県の講座を受講し修了した人」である。

修了認定試験があるとはいえ、見方によってはやはり土建業者に配慮した資格要件であると言えるだろう。

七月末、県は林業総合センターと各地方事務所所に「森林整備技術者養成講座」（愛称・信州きこり講座）を開講した。間伐事業増加に見合う必要労働力の増加分は延べ九万五千人、稼働日数から実際に必要な新規労働力を五百三十人とはじき、その数を即席養成しようという訳だ。

「緑のセーフティネット」のさがげともなったこの「きこり講座」は、造林、経営、機械の三分野18科目（50単位）を百時間かけて修了する。早ければ三、四カ月で受講を終えることができるように時間割が組まれている。

即席養成の人気を測りかねて、当初は精々百五十人ぐらいの受講生か、と県は見えていた。ところがフタをあけると早くも四百三十人余の応募があり、定員オーバーの科目が続出したため、十月からさらに二百二十人の定員増を図った。それもたちまち満杯で、現在受講生は七百人に迫る人気だという。

長野市の講座を覗くと、ほとんどが男性で平均年齢39歳。茶髪の若者もいれば70を越しているようなお年寄りもいる。ボランティアとして林業をもっと勉強したいという人、将来自分の持ち山を自分で整備してみたいという人を除けば、大半は土建業関係とみられ、会社の業務命令で勉強に来たという人が多い。経営者と若い社員が一緒に来ているケースもあった。

「わたしら講習を受けてみて、これだけです

ぐ施業ができるなんて、とんでもないと思えますよ。でも建設はもう仕事がないからね。資格もらえば、将来なんとかなるといふ期待だね」  
みんな至極まじめな勉強ぶりである。この人たちが十一月下旬から順次修了認定をうければ、林業参入をうかがう土建業者がさらに増えてゆくことになる。技術不足、経験不足を補うために、一人親方のような山造りのプロと組む業者もいるという。

田中知事の公共事業見直しとも絡んで発想されたこの新たな担い手対策は、森林作業を雇用対策に取り入れた国の後追いもあって話題を呼んだ。

「県民の環境にかかわることだから、門戸を開いて森林への関心を喚起したのは結構。われわれは複雑な気持ちだが……」一部分とはいえ足元が揺らぎ出した危機感を、県森連の幹部はこう表現した。間伐は待ったなしの国の至上命令だから、いつも慎重な県がこんな施策をとったのも、ある程度は仕方ないという。これに対して、いやこれは林業の底辺を広げるなかなか意味のある措置だと評価するのは、一人親方のような小事業者やNPOの人たちだ。山造りは、これからは一握りのプロにだけでなく、より広い社会全体のささえによって行われる時代になる。そのような転換のプロセスとして受け止めるべきだという意見だ。

むろん課題は多い。地ごしらえや下刈りを受注した業者が、手作業の多さに音をあげて仕事を投げってしまったというような例も、さっそく

あったらしい。

「つるはしをチェーンソーに持ち替えればいいってもんじゃない。山造りは将来どういう山にしたいかというメンタルな面が大事。現場作業は四季を通じて山を知ることだ。技術を自分のものにするのに三年、高卒なら六年かかる。それを三ヶ月百時間の講習で有資格者とみなすという。実地の経験不足は大変危険ですよ」――信州上小森林組合専務理事の荻原幸春（66）は、強いことばで問題点を指摘した。

「林業近代化は職員の資質向上、就労条件の改善が急務。低資金、福利厚生も不十分な外国人労働者を雇い、安く入札する業者に入られるは、人材育成に逆行する」

「参入業者は六百社以上になるのではないかと。それが公共治山と県営林あわせて二十五億円程度の予算の取り合いとなる。底辺を広げたのはいが仕事は増えるのか。儲からなければ業者の仕事は荒っぽくなる。県はいちいち現場で指導監督ができるのか」

「保安林といえども所有者がおり組合員だ。その山をよくする責任を我々が負ってきたのに、入札で全く関係ない業者が入ってくるのは割り切れない。組合でなければ困るという所有者もいる。なぜ所有者の声を聴かずに始めたのか。保安林を増やそうという政策にも水をさす」

上田・小県地方八市町村の組合が合併して発足した信州上小森林組合（組合員八千五百人）は、積極経営で知られる。住宅建設や土木工事を請け負う株式会社を持ち、大型の集材工場

に参加し、GISへの取り組みもいち早く始めた。先頭に立って引張る荻原のことは建て前が半分であったとしても、生き残りをかけた鋭さが耳に残るのは確かだ。

しかし、森林整備は新しいパートナーシップを求めている。県が企業と一緒にすすめてきた森林整備パートナーシップ推進事業は、十社の参加を得て十二月から二つの県有林で整備が始まった。企業側も寄付金だけ出すというのでなく、地域やNPOと共働して公益的な活動の成果を地域に還元することを目標としている。それによって、地域に立脚する企業のあり方を再確認するという内在的な目標もある。伊那の電子部品製造大手のKOA(株)のように、自ら森林塾を常設し、すでに二百人の山仕事人を育成してきたという企業も現われた。

新しいパートナーシップが従来とちがうのは、公開性と参加者の平等性が原則になっていること(北尾邦伸・島根大教授)。あるシンポジウムで、フロアの森林組合関係者から「林業技術は十年一日、三十年来ほとんど新しいものを生み出してこなかった」という述懐があったのは印象的だった。随契の閉ざされたパートナーシップの中では、そのような動機づけが弱かったと言えるかも知れないし、森林の危機にに応じた厳しい費用対効果の技術革新は、地域に根ざした共働作業の中から芽生えてくるものかも知れない。

余白がないが、ダム問題についても簡単に触れておく。県検討委員会は九つのダム現地の視察、三回の全体討議を経て、最も緊急性の高い浅川ダム(長野市)と下諏訪ダムをまず取り上げることにした。公募した住民代表も含む部会がそれぞれ置かれ、三月までに見解をまとめる。その結論を検討委員会がどう取り扱うかは未定である。また、部会とは別にワーキンググループも置かれ、洪水予測値(基本高水量)、利水予測、財政問題とともに、森林の役割(菅長・植木達人信大助教授)も報告を求められることになった。松本市の薄川上流の森林整備(ルポ上・参照)のように洪水防止を明確な目標に掲げる保安林整備がタイミングよく始まり一躍注目を集めることになったが、植木助教授らは二つのダムについても保水力調査を行い、国有林も含めた適切な森林環境のあり方を提言してゆきたいという。

緑のダムの機能をめぐって、森林の区分とも絡んだ論議が深まることが期待される。

(十二月一日記・文中敬称略)



国民森林会議の長野県在住のメンバーなどが中心となって構成している「長野の林政を考える会」は、田中県政一年間の林業政策を踏まえ、新年度の予算編成や施策への反映を要望する「新年度林務施策に関する私たちの意見」をこのほど同知事に提出した。

「意見」は①予算、補助金の効率的運用②担手の問題③森林の機能区分と緑のダムの保安林管理④県産材の利用推進の各項目からなり、それぞれいくつかの要望を行っている。

補助制度については、補助金の無駄遣いとみられる例や、長い間の随意契約のもとで費用対効果を十分意識した技術革新が現場から生まれてこなかった点を指摘している。

担い手対策としては、NPOや企業、地域の新たなパートナーシップによる林業の底辺の広がりが始まっており、それを着実に根づかせるためにはインストラクターや技術指導者の養成が急務。行政もそれを支援して欲しいと強調している。

また特に脱ダムに関連する森林整備では、一般の保安林より管理を厳しくする条例化措置が必要である半面、ゾーン化は所有者や県民に十分理解を得られるような弾力的な指定をするよう流域住民の声を十分聴くことを求めている。県産材利活用については、デザインセンターの新設により森林文化の運動を起すことが需要拡大につながるとし、バイオマス・エネルギーの開発に早急に着手すべきだ、としている。

# 海外林業の動向

増田美砂

(筑波大学農林学系)

## はじめに

いままでもないことですが、世界の動向を直接個人で把握することは不可能です。全体像を把握するのに適した資料をあげてみると、例えば森林・林業をめぐる全体的な動向については、FAOが一九九五年より二年に一度State of the World's Forests (略称SOF)という本を出版しております。また、一九四七年からほぼ一〇年ごとにForest Resources Assessment (FRA)という世界の森林資源の Assessment を実施しており、最近FRA二〇〇〇の結果が公表されました。一方、FAOによるもうひとつの重要な情報収集活動に世界の林産物統計の整備があり、毎年『林産物年鑑 (Yearbook of Forest Products)』として刊行されてきました。

これらのソースのうち、農林水産物全般についての生産・貿易統計が、FAOSTATとい

うデータベースに統合され、ホームページから検索できるようになりました。またFRA二〇〇〇の結果についても、ダウンロードできるようになっていきます。FAOに限らず、国際機関を通じて収集・公開されてきた資料の多くが、今ではそれぞれのホームページから検索・閲覧・出力ができるようになり、またCD-ROMのかたちで購入できます。

このように、インターネットを通じて提供されるコンテンツが充実したことによって、従来に増してだれでも容易に情報へアクセスすることができるようになりました。また印刷されたら提供されていた情報が、電子媒体で提供され、直ちに加工できるようになったことによって、入力の手間が大いに省けるようになりました。

その便利さの反面、ホームページを開設する主体によって提供された情報のみに頼り、すべての人が同じソースに依拠して議論するという危うさも内包しています。もちろん、例えばF

RA二〇〇〇の場合、手法の検討に始まり、結果の公表の前にも専門家会議を招集してその妥当性に関する議論を尽くすという配慮はなされてきたようです。それでも、イニシアティブの一元化により結果に対する反論の余地がなくなり、またそれをもとにした議論も陳腐な結論しかもたらさないと懸念を私は感じています。

## SOFにみる林業動向

SOF一九九九年の目次を紹介しますと、森林保全および開発の状況と展望、政策・計画・制度、森林にかかわる国際的対話およびイニシアティブ、そして経済圏ごとに見た林業、という四つのパートからなっています。

第一部ではとくに非木材林産物に対する関心の高まりをとりあげ、木材産物のみからなっていた従来の林産物統計に対し、非木材林産物も加える必要があると説いています。また木材産物についても、先進国と発展途上国では用材と



燃料材の比率が逆転し、多くの発展途上国で、木質系燃料は今なお重要なエネルギー源であることを強調しています。

制度的側面の動向をあつかった第二部では、分権化および民営化が進行し、フォレストアの就労機会も政府部門だけでなくNGOを含めた民間部門へと多様化している現在、森林管理・経営に特化した専門家を育成していた教育機関にあってもカリキュラムの改変が必要だとされています。こうした動向に関しては、ともすると日本の社会の方が発展途上国に比して遅れをとっており、教育に身をおく身にとっても、反省すべき点が多いと感じています。

本年刊行されたのSOF2001の目次は、次のとおりです。

#### 第一部 森林部門の現状および近年の展開

##### 近年の展開

#### 第二部 森林部門における重要な課題

森林のおかれている状態・FRA二〇〇〇より

##### 気候変動と森林

森林における生物多様性の保全・保護

保護区の経営

##### 森林部門における違法活動および取締

第三部 森林に関連する国際的対話およびイニシアティブ

##### 国際的対話、および世界、圏域、国家的イニシアティブ

第四部 経済圏別にみた林業

#### 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

カリブ共同体 (CARICOM)

独立国家共同体 (CIS)

西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)

欧州共同体 (EU)

ラテンアメリカ経済システム (LAS)

ES)

アラブ連合 (League of Arab States)

北大西洋自由貿易地域 (NAFTA)

南アジア地域協力連合 (SAARC)

南太平洋フォーラム (SPF)

南部アフリカ開発共同体 (SADC)

この中で異色なのは、第二部の最後に設けられた違法行為の部分です。はその具体例として、林地の占拠、林地内外における許認可の網をかくぐった伐採、密輸、価格操作、そして林野関連法規以外の、環境、社会、労働関連法規などに抵触する行為をあげています。国や地域を特定した議論は避けていますが、これらは実際に現場を知るものにとっては常識であり、国際社会の快適な会議室で交わされる理想論に違和感を感じていた私にとっては、森林をめぐる議論の成熟を感じさせるものです。

#### 研究機関におけるイニシアティブ

グローバルな森林問題をあつかう研究機関と

して、世界資源研究所 (WRI) の刊行物はよく引用されるところだと思えます。それに比して日本での知名度には欠けますが、フィンランドの森林研究所が中心となって立ち上げた『世界の森林・社会・環境 (WFSE)』プロジェクトをここで紹介したいと思えます。

これはSOFと同じく一年おきの出版をめざしており、予定が一年遅れた一九九九年に『世界の森林 (World Forests)』シリーズ第一巻、二〇〇〇年に第二巻が刊行され、それぞれ「世界の森林・社会・環境」および「破壊から変転する世界の森林？」という副題がついています。これらはトピックスごとに概況を紹介するのではなく、トピックスに応じて編集された論文集という体裁をとっており、一般投稿を受け付け、査読を経て掲載されるようになっていきます。

また出版プロジェクトに付随する研究活動の成果として、一九九九年には『世界における林産物五品目の域内流通に関する研究 (A Global Study of Regional Trade Flows of Five Groups of Forest Products)』という、フルカラーの図版集が出版されています。これは世界をヨーロッパ、北米、アジア太平洋地域、ラテンアメリカおよびカリブ海、旧ソ連、およびアフリカの六地域に分け、林産物を丸太、製材品、木質パネル、パルプ、および紙製品の五品目群に分けて、そのフローの経年変化を地図上に表現したという労作です。にもかかわらず不満が残るのは、アジア太平洋と一括りにされた



点で、その結果グローバルに林産物を輸入している日本の存在や、林産物輸出地域であった東南アジアが、アジア全体の中に薄められてしまっています。

一方、WFSEプロジェクトのPRのため、作成された図表の一部をおさめたファイルが関係者に配布されました。冒頭には、世界の森林資源の六割を七カ国が保有し、残りの四割がその他の国々に分布するという円グラフがあります。その七カ国をWFSEはF7とよび、最大の森林大国がロシア、そしてブラジル、カナダ、アメリカ、中国、インドネシア、コンゴ民主共和国(旧ザイル)となります。世界の森林における変化と問われて、熱帯林の減少を連想される方も多いと思いますが、その熱帯林はブラジル、インドネシア、およびコンゴ民主共和国に偏在しているということ、またそれよりもはるかにロシア、カナダ、アメリカに多くの面積が分布しています。これらの国々の動向が、世界の森林・林業事情に大きい影響を与えていくということになります。

フィンランド森林研究所および協力機関としてのEU森林研究所および国連大学という体制で動き始めたWFSEプロジェクトは、現在世界林業研究機関連合(IUFRO)へと移管されました。新体制のもとでの成果が期待されま

## 世界の森林・林業における中国の存在

ここでF7のひとつに上がっている中国に注目してみましよう。

FRA二〇〇〇では森林の定義を見直し、それまで発展途上国に関しては樹冠被覆度一〇パーセント、先進国に対しては二〇パーセントという異なる基準を適用していたのに対し、一律一〇パーセントの適用するという変更を加えました。その結果、FRA一九〇〇を中間補正した一九九五年の数値に比して、世界全体で森林面積は四億ヘクタール増加するという結果になってしまいました。とくに、広大な疎林地帯を擁するオーストラリアとロシアの結果に大きい影響をおよぼしたようです。

FRA二〇〇〇に森林面積をみると、先のF7の順位は中国まで変わりませんが、一九九〇年代末に経済危機とエルニーニョが引き金となった森林火災に見舞われたインドネシアが、コンゴ共和国に順位をゆずっています。またFRA二〇〇〇は、森林と森林プランテーションを区分しているのですが、そのうち森林プランテーションの面積をみると、世界で最も大きい植林地面積をもつのが中国、次いでインドネシアとなっており、中国は世界全体の植林地面積の実に二四パーセントを占めていることがわかります。

一方、一九九八年の林産物統計に産業用原木の生産量をみると、突出して多いのがアメリカ

で四・二億、次いでカナダの一・九億、そして中国の一・〇億立米となります。地域別にみると、北中米が四〇・八、ヨーロッパが二七・二、アジアが一六・一パーセントを占めており、南米、アフリカ、オセアニアは数パーセント前後を占めるにすぎません。北中米といってもアメリカ・カナダが九八パーセントを占めるのに対し、ヨーロッパは特定の国が突出するのではなく、ロシアが最も生産量が多いのですが、スウェーデン、フィンランド、ドイツ、フランスと続き、またWFSEの結果からも林産物の生産・流通が域内ではほぼ閉じているのを特徴としています。アジア四六カ国の中では、中国が原木生産の四一・四パーセントを占めており、次いでインドネシアが一四・八パーセント、そしてインド、マレーシアと続きます。加工品の生産量でみると、製材品の二五・四、木質パルプの二七・八、製紙パルプの五一・〇、紙および紙製品の三七・九パーセントが中国で生産されており、何をみても中国が最も大きい位置を占めています。この辺り、田中先生、いかがでしょう。

○ 田中 そうですね。輸入が多いのはわかるんだけど。

貿易の方をみますと、製材品や木質パルプ、製紙用パルプは日本と並び多くを輸入し、紙および紙製品もアジア全体の五六・一パーセントを輸入しているのですが、日本と異なり、製材品や木質パルプ、紙製品は輸出量もアジアの中で上位三位に入っています。この辺りについては、FAO統計では台湾も中国に含まれて

しまうことが影響しているのかもしれない。

戦前期の木材生産・輸出国だったタイ、そして戦後いち早く伐採の拡大したフィリピンは、紙パルプを含めた林産物輸出入価額の差し引きでみれば輸入国になっており、とくにフィリピンは輸出額よりも輸入額の方が一〇倍ぐらい多い。それに比して、植林が急速にすすみ、木材加工産業も展開している中国の今後は、注目に値すると思われる。

○ 田中 製紙原料のうち、木材パルプは一〇パーセント台なんです。八割以上が草パルプで、それが林産物に含まれているのではない。ヴィエトナムとの国境へ行くと、大量にリヤカーで運ぶ姿をみます。

## 森林・林業に対する固定観念

森林とは、寒冷地をのぞき、基本的に降水量と可能蒸発散量とが一定の条件を満たせば成立しうるものです。湿潤地帯の原植生は森林です。FRA一九九〇と二〇〇〇の比較によると、非熱帯地域における森林破壊による天然林の喪失は年平均四〇万、天然林の森林プランテーションへの転換、すなわち日本でいう拡大造林による喪失は五〇万、一方自然条件下の天然林再生は二六〇万ヘクタールもあり、差し引き一七〇万ヘクタールの天然林、加えて二二〇万ヘクタールの人工林が増加していることになっています。ヨーロッパの中世史を読んでいたときに、うっそうとした森林が覆っている中、島状に農村領

域が点在し、それらを分断する森林には盗賊が潜み、農民は森林にのまれないよう懸命に森林を開墾したというような描写をみかけたことがあります。このように長年かけて農地に転換されてきた森林が、漸増に転じているというのが先進国における傾向です。

例えばアメリカのニューヨーク州では、農業産地間の競争が激しくなった結果、耕作放棄された地域が拡大し、そのまま放置しておいたら自然に広葉樹林に戻ってしまったという話を聞きました。またイギリスでは、二〇世紀初めに五％まで森林率は減少し、ロビンフッドの活躍したシャーウッドの森は、今では小さな雑木林になって残っているにすぎません。しかし第一次大戦時に木材輸入が滞ったという経験を経たのちは自給率の向上を目指し、植林を奨励した結果、現在では一％ぐらいまで森林面積が回復しています。

このような、多くは先進国である非熱帯地域における動向に対し、熱帯地域における減少は依然として進行しています。内訳をみると、破壊による喪失が一四二〇万、植林や天然更新により増加した面積が一九〇万、差し引き年間一二三〇万ヘクタールが減少しているということです。そのうち、およそ一〇〇万ヘクタールが、天然林を人工林に転換したものと見積もられています。

一方、とくに湿潤熱帯では、十九世紀の終わりからプランテーション経営が拡大しました。それもひとつの背景となって、二〇世紀に入っ

たのちの世界的規模の植民地分割をもたらしたわけですが、雑多な有用植物がスクリーニングにかけられ、パラゴムやカボック、キナ、コーヒ、カカオ、茶などの樹木作物が栽培されるようになりました。カボックやキナはその後ほぼ壊滅しましたが、近年著しく栽培面積が拡大しているものにオイルパームがあります。ここで疑問に思うのは、統計上農地に分類されているゴムなど樹木作物のプランテーションと、ユーカリやアカシアなどの造林地は生態的にどう異なるのかということです。目的が木材生産かどうかという点にしても、ゴムは家具用材としても利用されており、一方マツなどの造林地ではタッピングがおこなわれていることから、区別する理由には当てはまりません。

また日本では、天然林と人工林を区別せず一括して森林と称し、国産材が売れないから森林は荒廃している、荒廃した森林の整備には公的資金の投入が必要、という論調が広まっています。が発展途上国の現場からみるとそれは非常に理解しにくい論理にみえます。インドネシアの伐採会社天然林を皆伐し、日本のスギやヒノキと同じように在来種であるアカシア・マンガムを植林したと仮定すると、それだけでも環境NGOの非難の対象になるわけですが、その材が計画どおりに販売できなくなると、森林が荒廃しているからと政府や援助機関に保育に対する補助金を要請できるものかどうか。

人手が入らないと森林が荒廃するという表現

も、熱帯林にあっては理解しがたいものです。もちろん森林生態系に対する人間活動のインパクトの肯定的評価は、熱帯林に関する研究報告でもよくみかけます。市川光雄氏によると、コング盆地からカメルーンにかけての密林に生活するムプティの社会では、低い人口密度のもとに維持されてきた伝統的技術体系が、適度なギャップといった生態系の多様化をもたらし、また人々の移動とともに種子が散布され、植物種の多様性を生みだしているという事です。私自身の経験でも、インドネシアのセラム島に住むアルネおよびウエマレの社会では、集約的焼畑とサゴヤシ栽培、そしてナンヨウユスギの樹脂生産を組み合わせることによって、持続的な地域資源の経営を実現していることが観察されました。しかしこれらの例は、人と森林との共存の可能性を示唆することはあっても、人手がなければ森林は適正に維持されない、ということの意味するものではありません。

なぜ森林を保全しなければならないかという理由にしても、どのレベルの議論かによって異なり、混同するわけにはいきません。一般に、地球全体、国家、地域と三つのレベルに分けて整理するのですが、グローバルな森林の位置づけとしてあげられるもののひとつに、カーボンシンクとしての機能があります。ただし、ここでまた議論を限定する必要があります。極相状態になっている森林における炭素収支は全体として均衡しています。それに対し、生育途上にある森林というのはプラスに炭素を固定していきま

す。したがって、極相状態の森林はストックであり、それを火災などで焼失、すなわち二酸化炭素を放出させてはならない。一方、人間活動の排出する温暖化ガスを効率的に固定するのは、極相状態にある天然林ではなく一斉造林地ということになります。京都議定書にあるクリーン開発メカニズム(CDM)で実現する森林は早生樹種のモノカルチャー型のプランテーションとなり、そのこと自体の可否は一概にいえませんが、少なくとも天然林とは異なる生態系をつくることになるという点には留意する必要があります。また個人的には、森林を炭素換算したトン数で表現し、取り引きしようとすることに對する違和感もあります。

もう一つのグローバル・イッシューとしてあげられるのが、生物多様性条約第八条で述べられている遺伝子資源の生息域内保全にはたす森林の役割です。ここで想定されるのは、種多様に富んだ天然林で、気候変動枠組条約から導かれる炭素固定作用のある森林、すなわち人工林とは異なるという点を指摘しておきたいと思

### 森林保全をめぐるステイクホルダー

近年よく見かけるようになったステイクホルダーという語は、日本語では利害関係者と訳されています。とくに開発援助の分野では、地域住民を主体とする開発プログラムを策定する上で、ステイクホルダーの特定は欠かせない手続

きとなっていきます。

森林保全についても、レベルをどこにおくかでステイクホルダーも利害も異なってきます。グローバル・イッシューとしての森林をめぐる議論にかかわってくるのは、国際機関や、各国政府代表、それに環境問題をあつかう国際NGOであり、先に述べた炭素のストックやプラスのフロー作用、そして生息域内保全の装置としての森林に対し、それぞれの利害をもとに様々な立場をとっていくことになります。

国家レベルにおけるステイクホルダーには、中央政府やその下部組織、産業界、政治家や議員といった代表、国内で活動するNGOなどが考えられます。またグローバルな議論とは異なり、国土保全や林産物供給という森林の機能が重視され、同時に、遺伝子資源に対する主権は当該国にあり、ある地域の遺伝子資源をもとに生み出された知識や技術は当該国に還元されなければならぬと生物多様性条約が定めていることから、国内における多様性の保全に対するインセンティブも高まっています。したがって、同じ政府でも、産業にかかわる組織は業界団体とともに、林産物生産の場としての森林を維持しようとするのに対し、環境行政にかかわる組織は保護区の設定に関心をもつというように、ステイクホルダー間の利害の対立が生じ、その調整が必要になってきます。

最後に地域レベル、ローカル・イッシューとしての森林については、流域、地方行政区、特定の森林というように、さらに様々なレベルに

分かれ、より複雑なステイクホルダーが、より細分化された森林の効用に対する利害や、ステイクホルダー同士の対立関係をもっています。その実態は地域によって異なり、一般論としての議論は難しく、かつ一般化することに意味があるかどうかも疑問です。

例えば、最近調査したガーナの例ですが、土地制度一つとっても非常に複雑な構造をもっています。英国植民地時代に成立した森林法は、フォレスト・リザーヴ、すなわち林地の確定手続きを骨子としているのですが、その中で、官報における公告、縦覧、異議申し立ての手続きを経て確定した林地に対し、森林以外の土地利用はみとめないが所有権は国に移転しない、と定めています。さらに森林経営の担い手として、政府森林局か、あるいはその助言にもとづく所有者自身による経営の二通りを認め、実質的にはほとんどすべてを森林局が経営していますが、その際には必要経費を除いた収益の一部は所有者に還元されることになっています。このガーナに似た法体系をもつ国に、パプアニューギニアがあり、憲法に森林は当該地域の社会に帰属すると定められています。

このどこが複雑かという点、二〇世紀に入ってから独立までにおこなわれた林地確定作業は、既存の土地利用体系に対する制約はもたらしたけれども、所有制度には抵触しない。その既存の所有制度とは慣習法に他ならない、という点です。

アサント地方を例にとりますと、土地および

び人民は第一義的にアサント王のものであり、それを歴史的に臣下のパラマウントチーフたちと与えてきました。通常は土地と人、一体となって個々のパラマウントチーフの支配下におかれますが、過去における部族間抗争の経緯によつては、土地と住民を異なるパラマウントチーフが支配している例も生じています。その領土に形成された集落にはパラマウントチーフにつながるチーフがおかれ、現在では伝統的秩序の維持だけでなく、近代行政機構上における村長としての役割も果たしています。土地はさらに支配階級につながる家族の間で分割され、耕作などの直接的な働きかけに対する排外的権利を与えられています。そこで、どこか一カ所のフォレストリザーヴに対し何らかの手段を講じるとなったときには、これらの多重構造をなす支配者すべてがステイクホルダーになるのです。

用途や管理の主体が法的に限定されているリザーヴはまだ扱いが容易です。ところが森林帯に属するアサント州の場合、林地に指定された区域は二五パーセントぐらいになります。実際には林地外にも森林は分布し、何ら保全に向けた対策が講じられないまま、資源としての劣化が続いています。その保全になると、何らかのかたちで森林に依拠する人々、利用する人々を洗い出す必要が生じ、関係性はより複雑になります。

リザーヴ外の森林では、天然生の樹木の下にカカオが栽培され、製材工場は政府からライセンスを取得して有用樹を伐採し、それだけでは

なくおそらく許可を受けずに燃料材を伐採する業者もいます。住民もまた自ら伐採、チェインソー製材をおこなって地元で販売します。炭焼きもいれば、自生するアブラヤシの樹液から蒸留酒をつくる人々もいる。結局ローカルというレベルでみると、これらが全てが森林をめぐるステイクホルダーになり、それぞれの森林に対する利害をうまく調整しない限り、森林保全は実現しないというのが、ことガーナに限らず、発展途上国に共通する問題といえます。

炭焼きの方法については、伐倒した大木を玉切りして、丸ごと伏せ焼きをします。極めてダイナミックで、アサント州の場合、北部からの移民が専門的に従事しています。

○ これはすごい時間をかけているんでしょうね。

○ 増田 一カ月ぐらいかかります。時折様子を見にきますが、基本的には放置して、焼けた炭を袋詰めして街道筋で販売します。

○ このような方法が普及していると、炭窯をつくるということは考えられないですね。

○ 増田 燃料用には価格の低い屑炭しか消費者は買わないし、生産者側としても品質よりも省力化の方を選択することになります。したがって、日本で発達した製炭技術を移転しようとしても、うまくいかないと思います。

## 森林管理の担い手をめぐる動向

最初に述べたSOF〇一九九九も強調してい



ますが、大きい潮流の一つとしてあげられるのが分権化です。発展途上国の方が日本よりも先行しており、これまで徹底した中央集権体制をとっていたインドネシアでは林業基本法が廃止され、地方政府に対し大幅に権限を委譲しています。ガーナでも、イギリスをはじめとするドナー側の干渉もあり、同様に森林法が改正されました。

また同時に民営化も推進され、林学教育を受けたフォレストラーと呼ばれる専門が担っていた管理を、地域住民にゆだねる、すなわち社会林業やコミュニティ林業とよばれる管理形態が、とくにアジア大陸部において拡大しています。ナンシー・ペルソーの書いた『豊かな森、貧しい人々 (Rich Forests, Poor People)』という本が発端になり、サイエンティフィック・フォレストラーはむしろ非難の対象になっています。それがいかに地域の人々を森林から排除し、森林の生み出すさまざまな利益に対する一部の階層の独占をゆるしていたか、林学という体系がその元凶であるこの烙印が押されてしまったわけです。私としてはそう言い切れるのかという疑問もついています。

もう一つ、これも周知のことですが、生産重視から環境重視への流れがあげられます。ところがアジアは、他地域に比して、輸用量が輸出量をはるかに凌いでいます。ヨーロッパの林産物貿易がほぼ域内で閉じ、北米は大量に域外に出しているのに対し、アジアは世界の様々な地域から林産物を輸入し、その需要は、今後いっ

そう拡大すると予測されています。したがって環境へのシフトは、アジアに関してはある一定の限界を内包しているということになります。住民参加についても、コミュニティ林業は自家消費や地場需要、あるいは少量しか取り引きされない特殊材生産や非木材林産物を想定して設計されています。では、国際市場に向けて林産物を大量安定供給する体制は何にもとめればよいのでしょうか。

東南アジアを例にとると、一九七〇年代以降の木材生産の拡大は、伐採企業によりもたらされたものですが、独立して日の浅い発展途上国にあって、政府のガバナンス能力が未熟なうちに伐採資本が急成長したことに、却って汚職の構造を生み出し、地域社会には様々な軋轢をもたらしました。また熱帯雨林の産する大径材の生産には、ベースキャンプの設置や林道建設に始まり、伐採、搬出、運材のすべてが重機に依存し、そのような資本集約的技術構造に必要とされる労働力は、肉体労働者ではなく、オペレーターと呼ばれる熟練労働者です。その中に住民参加の要素を取り入れるのは困難であり、仮に住民が機器を扱うことができて、雇用吸収力がたいへん低い。結局これまでのように、加工部門において雇用を確保したり、利潤の一部を地域開発に還元したりという方法以外、企業に替わる担い手は今のところ想定できないといえるでしょう。

熱帯あるいは発展途上国における森林の減少傾向は今後も続き、その対策としての植林は、

気候変動枠組条約の後押しもあって減少面積には追いつかないまでも拡大する。けれどもそれは天然林とは異なる生態系をつくりだすもので、天然林を守るには、生物多様性条約で定めるところの保護区の設定以外、有効な手段は見あたらないと思われれます。

○ ありがとうございます。

注 公開講座の記録をもとに、その後入手した

資料も合わせ、加筆修正をおこなった。

参考文献

- FAO (1999). State of the World's Forests. Rome, FAO
- FAO (2001). State of the World's Forests. Rome, FAO
- Michie, B. and S. Kin (1999). A Global Study of Regional Trade Flows of Five Groups of Forest Products. Dordrecht, Kluwer Academic Publishers.
- Palo, M. and J. Usivuori (1999). World Forests, Society and Environment. Dordrecht, Kluwer Academic Publishers.
- Palo, M. and H. Vanhanen, World Forests from Deforestation to Transition? Dordrecht, Kluwer Academic Publishers.
- Paluso, N. L. (1991). Rich Forests, Poor People: Resource control and resistance in Java. Berkeley, University of California Press.



# 森林労連青森地本の

## 「食とみどり、水を守る」運動

吉川 進

(森林労連青森地方本部執行委員長)

### 一、はじめに

森林労連青森地方本部の組織は、青森、岩手、宮城三県にまたがって全林野、全山労、森公労などで組織しています。

近年、行政改革の中にあつて、その組織の運動面のリーダー的存在の全林野の組織人員が大幅に減少していることに伴つて、森林労連の組織も現在、青森県四六〇人、岩手県二五〇人、宮城県一四〇人の数にとどまっています。

これまでの運動の重要な柱の中に、日本の森林・林業・木材関連産業の活性化を求める闘いがあり、その関連の運動として、食とみどり、水があります。「食とみどり、水を守る全国集会」が今年で三三回を迎え香川県・高松市に於て『とりもどそうみどりの大地と青い海、ともに語ろう瀬戸内』をテーマで開催されました。それぞれの地域の運動を持ちより交流と討論を通し、運動を全国に広く大きくする努力が続けられています。その運動の一環として各地域の

運動が重視され、各構成組織の努力もあつて、私達森林労連管内(青森県、岩手県、宮城県)でも毎年創意工夫した取り組みが行なわれています。

この運動にかかわってきたのが、森林労連という各県の森林労連です。森林労連は「食とみどり、水」の運動を大事にするために、そのメンバーとして時には前面に立ち、時には黒子に徹しその役割を担ってきたところです。

森林労連は「食とみどり、水」の運動を大事にすると共に、その運動と深いかわりを持つ、自然や緑、山とのふれあいをテーマとして広範な市民を対象にした運動にも取り組んで来ました。森林労連がこれらの運動に取り組む基本的な問題意識を提起し、それぞれ取り組まれている各県段階の取り組みを紹介することとします。

### 二、水惑星・地球が病んでいる

私達が「食とみどり、水」に取り組むに当たつて基本的な問題意識について提起いたします。

私達が住んでいる地球は、人間が住めるまでには四六億年の気の遠くなるほどの長い年月の自然の営みがありました。

太陽系九つの惑星の中で生き物が進化出来る様な大気や水があるのは地球だけです。

地球上に光合成が可能な植物が発生し、陸が出来、森林が形成され、海の塩水が淡水の雨となつて森林に降りそそぎ、それが飲み水や生活用水となる。そしてこの水が海へ流れ出て、再び雨水となり再利用される、この自然のサイクルの中で動植物が地球上で栄え、人間の生まれる条件となりました。人類の歴史は五六億年の地球の歴史に比べれば、ほんの少しでしかなくおよそ五〇〇万年程度と言われています。人類誕生以来人間は自然と共生し、自然も人間に恵みを与え続けて来ました。しかし、近代・産業革命以降、生産手段の高度な発達の中で、人間の生産活動、経済活動が地球環境に影響を与えるようになり、特に企業中心社会となつてから健康な地球をむしばみはじめます。

一九九〇年FAO（国連食糧農業機関）が地球上の森林消滅について言及します。このまま推移するならば、熱帯林はあと一〇〇年で、森林は一八〇年で地球上から姿を消すというものです。

一九九二年には農水省も同様の発表をします。地球上から年々一七〇〇万ha（日本の国土の四五％）の森林が消え、そのうち六〇〇万haが砂漠化しているというもの。

一ha当りの森林が五〇人分位の酸素を供給していると言われていることから、毎年八億五千万人分の酸素製造工場を失っていることになりました。地球は大丈夫なのか、人類の生存ははたして（？）と危ぶまれるのは当然のハナシであります。

化石燃料の消費と森林の消失により、地球は深刻な環境破壊の段階に入ったのです。

一九九二年には地球環境サミットが開かれ、一九九三年には京都議定書で二酸化炭素の排出削減目標が設定されるまでに至ります。

エルニーニョ現象が巨大化し、地球温暖化による生態系の破壊が進み人間生活に大きな影響を及ぼすまでに至り、食とみどり、水に大きな変化を与えます。

また植物の光合成によって地球の大気の中に形成されたオゾン層は人間の生存にとって欠かすことの出来ないものだが、このオゾン層が破壊され、南極の上空は巨大なオゾンホールにおおわれているという報告すらあるのです。

これらの現象は私達日本の政治や経済活動と

深いかかわりを持つていることを真剣に促える必要があります。

国土の七割を森林で占める森林王国・日本が、木材自給率二〇％を割り、他国の森林資源を食い荒しているのです。その反動として日本の林業が成り立たず、日本の森林・林業・木材関連産業も崩壊の危機に追いやられたのです。

同時に日本の食料の自給率は二八％。こんな低い数値にかかわらず減反政策がますます強められているのは何と説明したらいいのだろうか。一方では地球上で八億人が食糧不足で生死をさまよっているというのに。

食・みどり・水は、人類の生存にとって不可欠のものであり、行き過ぎた経済活動や企業中心的な発想によって、本質を見失ってはならないことです。私達の食とみどり、水を守る運動は、地球環境や人間の生存と深いかかわりを持って、全世界的なテーマでもあることに鑑み、自分達で出来る目の前の運動として労・農・市民の提携を強めていかなければなりません。

### 三 食とみどり、水の運動

(1) 青森県食とみどり、水のフェスティバル  
一九九二年第一次産業で働く仲間によって「食とみどり、水のフェスティバル」がスタートしました。それ以降毎年この取り組みが行なわれ、二〇〇一年には第九回を数えるに至りました。

運動母体も当初五団体（自治労、全農林、全水道、農団労、全林野）で行ってきたものが、

県連合の主要なイベントとして位置づけ、五団体が運動の中心になりながらも県民各層へ大きな広まりを見せる様になり、参加人員も三、〇〇〇五、〇〇〇人へとふくれ上がっています。催し内容では、時勢にあったテーマを考え、二〇〇〇年は子供に焦点をしばり「たくそう子どもに／愛と自然とおももり」で好評を得ました。

今年二〇〇一年は一月三日～四日、青森県観光物産館「アスパム」を会場に第九回フェスティバルとして開かれました。田植え、稲刈りと自分達で育てた「支援米」が「緑の少年団」により発送されるという内容もとり入れ、「てづくり、ぬくもり・あおもり」をテーマに、出店は草木染めのファッションショー、押花コーナー、古代米（ムラサキイネ）の稲ワラを使用した「祝亀」の手作りコーナー、もちつき、利き水ゲーム、野菜輪投げゲーム、こどもアトラクション、子供絵画展など二日間で四、五〇〇人の参加となり楽しいフェスティバルとなり、早くも来年の企画を考えています。

#### (2) 岩手県みどりを守り育てる県民会議

岩手県では二〇〇〇年、第三三回食とみどり、水を守る全国集会在「大地と共に、自然と友にイーハートトゥヴの地から 二一世紀へ発信」をテーマに、全国から一、二八四名が結集し大成功を勝ち取ったところ。

この運動の中心を担っているのが「みどりを守り育てる岩手県民会議」（会長・石川武男岩大名誉教授）で、年次行事として、森に親しみ森を支えた先人に学ぶ、自然と共生する技を身

につける、森を伝える人々の輪をつくることを目標に『自然世塾』を開講しています。二〇〇一年で第六期を迎えるのですが、その内容は二〇〇〇年では五期生五一名を新たに迎え、一期、二期、三期生のリピーター九三名を加えて一四四名の塾生の参加により四月の開講式から一二月の開講式まで、自然観察等の七講座と公開として一般参加も認める特別講座が三回、みどりを守り育てる県民会議が選んだその道のベテランが講師陣を編成し、参加者を納得づくの講座として今後ますます受講生が増えそうで事務局スタッフを悩ませています。

同会議はまた毎年「フォーラム」に取り組み、県民各層に大きな影響を与えています。二〇〇一年には久慈市に於て、森林環境フォーラムとして「人と木・南部アカマツの復権を考える」と題して、記念講演、基調提起、パネルディスカッションなど二〇〇人の参加者で成功させています。

また同会議のもうひとつの行事でもある「フェスティバル」は、毎年盛岡の中津川の河川敷を舞台に、各市町村等の山菜や木工品などの展示即売、イワナの手づかみなどのイベントには三、〇〇〇人前後の市民が参加するものすごい行事にも取り組んでいます。

### (3) 宮城県「わいわい祭」に二万人

食・緑・水を創る宮城県民会議が主催し取り組んでいる「食・みどり・水わいわい祭」は年々参加者、後援団体も増え続けています。後援団体は宮城県をはじめ地方自治体・国の機関・各

種有誼団体・新聞社・マスコミ等二九団体に及んでいます。毎年自然と環境問題をテーマに開くこの祭典には二万人を越す参加者となっています。

二〇〇一年は一月二八日仙台市勾当台公園で「第七回食・緑・水わいわい祭り」として開催しました。

木工工作・リース作りや木の実のプレゼント、木の葉木の実を炭にする「お花炭」の実演、木酢液販売、丸太切り競争、木材の重要性やリサイクルを訴える展示コーナー、牛乳パックを再利用してハガキを作る紙漉きコーナーなど多くの参加者が思い思いに手作りを楽しんでいました。毎年一万人もの人々が参加する「わいわい祭」は完全に定着した様です。

「食・緑・水を創る宮城県民会議」はまた、一九九九年から「食・緑・水わいわい市民講座」についても取り組みをはじめました。二〇〇〇年五月から二〇〇一年二月までは一〇回の講座をもうけ「森林の再生を考える」「プロが教える森林作り（枝打ち体験とネイチャークラフト）」などのテーマに取り組んでいるところです。

また宮城県では、「緑を守り育てる宮城県連絡会議」が今年で結成一七回を数えるに至り、多くの取り組みを続けています。

毎年の総回はむろんのこと、森林を知り、林業を理解し、それを多くの人に広める人材を育てようと取り組んでいる「森の案内人養成講座」もそのひとつ、二〇〇一年は第四期で「測樹」、立木の調査のしかたを学び合うという設定。

二〇〇〇年実績は三名受講、終了者「七回以上出席者」二〇名、皆勤者八名となっています。

同会議はまた恒例となった「山を見る会」や「リース教室」は大人気で、申し込みをことわらざるをえないほど殺到しています。そのため「アウトドア手作り教室」を仙台市で開催したりしています。

以上、青森、岩手、宮城各県で森林労連がかかわってきている「食・みどり・水」の運動や、それに関連する取り組みを紹介いたしました。

何百人、何千人という参加者にふくれ上がり盛り上がったイベントになるためには、仲間一人ひとりの汗があり、一回一回の取り組みの総括の中から新たなものが生まれています。それは一般参加者の意見等から学び生かされたものです。

地域からの小さな運動の積み重ねは、市民の意識を変え、国民世論ともなっています。日本の食・緑・水を守る運動の輪を大きく広めていかねばなりません。

しかし、この運動も、平和なくして成り立ちません。

戦争が始まったら最後、国土は荒廃し食も緑も水も失ってしまいます。アフガニスタンが実例であり、第二次大戦に於ける日本の森林もその通りだと考えます。

その意味では、食と緑・水を守る運動は、地球環境と人類の生存と平和をも守るすぐれたものと言えると思います。

# 年頭の所感

半田良一

(国民森林会議・会長)

新年おめでとうございます。

昨年は、アメリカ大統領選挙の混乱がきっかけで世界的に不条理な出来事が相次ぎ、今なお不透明で憂鬱な気分が晴れません。他方国内では、小泉内閣が推進する改革のうち、不良債権は早く処理してほしいし、民営化の是非は別として、財政再建に伴う痛みにもある程度は耐えねばなりません。けれども、産業構造の改編まで匆忙の間に遮二無二進められて、効率主義の旗印の下で第一次産業や地方の経済社会が切り捨てられてはなりません。私どもは絶えずチェックする必要があると思います。このような状況下の新年ですから、正直なところ「目出度さも中ぐらい」の気持ちです。ともあれ、国内的にも国際的にも道義と仁愛のある新秩序が一日も早く確立し定着するよう、祈念してやみません。

さてこの一〇年来、森林の役割や生理・生態、さらに山村・林業に対する人々の理解は格段に深まりました。しかしその山村・林業は、いまや抗い難いWTO体制の下で苦悶し、森林所有者の森林離れと森林荒廃の傾向が加速しています。今こそ、森林・林業に携わって生きる山村の人々と森林の様々な恵みを受容する消費者とが、できるだけ顔の見える関係の中で相互に意志を疎通し英知を結集して、日本の森林、地域

の森林を守るシステムを立ち上げるべき時期ではないでしょうか。

先日NHKが日本農業に関する特集番組を放映しましたが、その結論として、いま必要な視点は①消費者の多様なニーズに真剣に対応すること、②提供する品物について消費者の信用を得ること、③農業経営の構造改革、の三項目だと指摘されました。森林についてもやはり、この三つの視点に立脚して各種機能の供給のあり方を律してゆかねばなりません。但し森林の機能は多様で経済財と公共財との両方にわたっています。そのうち公共財は、オートマティックな市場原理の枠外にあるわけですから、その供給量を定めるには、リーダーが将来の国や地域のかたちに関する高邁な構想力と臨機応変の判断力を発揮して人々を納得させる、というプロセスの働くことが大切だと思います。

ところで前記の全般的なシステムの中でも、とくに「森林と人との共生」に関わる諸機能を発揮させる上で、森林管理の担い手と都市の消費者とが摩擦なく円滑に出会い交流できるようなシステムを、早急に立ち上げることが急務の一つと考えます。他方この分野では近年、両者の懸け橋の役割を果たす森林ボランティアやNPOが急速に育っています。これらの新しい組

織あるいは運動が、行政や森林組合などの既存の組織との間でどのような協力関係ないしワークショップやリングの関係構築か、またどこにその糸口を見出すか、が課題です。まず相互信頼の関係を確立し、その上で忌憚のない徹底した討論を交わして地域ごとに結論を出してほしいものです。

急務とされるもう一つの分野はやはり、林産物とくに木材の生産・加工・流通・消費を巡るシステムの改革でしょう。生産・加工・流通の部門では、自然物である木材の特性を活かすような技術開発だけではなく、グローバル化という時代の風潮の下では効率化を目指す構造改革は不可避と思われれますから、その対応策を講じる必要があります。それとともに、将来にわたって国産材の市場を確保するには、生産者本位の姿勢を改め、製品に対する揺るぎない信頼を消費者から克ち得ることも、不可欠の前提です。そのためには建築のモジュールや部材の使用に関する消費者の意向をしっかりと汲み取り、それを的確に生産者に伝達するようなシステムを構築することが大切です。今後この分野の議論をもっと積極化する必要があると考えます。

森林の公益的機能を高めるためには、いうまでもなくハード面の公共投資を引き続き充実してゆく必要があります。しかしそれ以上に、当面は前記の各分野のシステムを起動させるために、きめ細かいソフト面の公的支援を行うことが重要だと思えます。会員の皆様のお知恵を借りて、積極的・具体的に政策提言を行う所存ですので、宜しくお願い申し上げます。



## 切り抜き森林・林政ジャーナル

8~11月

新聞・この三カ月

「読売」8月5日―「森の回復」義務づけへ

林野庁は四日、水源の維持などに貢献している森林を次の世代に確実に引き継いでいくため、木を伐採した森林の所有者に対して、原則として森を回復する措置をとるよう法的に義務付ける方針を明らかにした。来年四月から実施する。

林業は、材木の伐採後に植林して森を回復させ、植林から数十年後に再び伐採する過程を繰り返す。しかし、林野庁では、長期的な木材価格の低迷で関係者が植林費を負担できなくなるなどの原因で、こうした森林の永続的な再生措置が機能しなくなるケースが増えつつあるため、改正森林法が来年四月から施行されるのを踏まえ、法的に対応することにした。

林野庁の推計によると、三年以上にわたって放置されている伐採跡地は全国に約二万二千ヘクタールに及ぶ。これは、民有林全体からみるとまだ〇・一%強を占める

に過ぎないものの、林業の後継者難などから将来の増加が心配されている。

具体的な法的措置として、現在木を切る場合に地元市町村への事前の届け出が義務づけられている、伐採計画の必要項目に、来年四月以降は森林回復の詳細な方法や期間、回復させる樹木の種類を追加するよう求めることにした。回復の方法には植林のほか、ある程度樹木を残して自然の力で回復させるなどのやり方がある。

また、伐採計画の具体的な内容が不十分な場合には、市町村長が計画の変更や実行を命令できる。

「8月12日―「木を植える心」育てる  
北海道大学名誉教授で「森林空間研究所」を主宰している東三郎さん(75)は、地面に穴を掘らずに木を植えるバイオブロック「カミネッコン」を使った植樹の普及に力を注いでいる。「庭先で苗を

育てることができ、楽しみながら植樹できる」と、その利点を訴えている。

「文明が発達して森が消え、水不足や、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の増加などの問題が起きた。二一世紀は、森に『お返し』をする時代。みんなの手で一本でも多く植樹し、森の復元を」と呼びかけている。

全国を精力的に回る。先月は北海道芦別市のカナディアンワールド公園で、小学生とともにミズナラやカツラなど二〇〇本を植えた。寿命の長い木を真ん中にし、その周りに成長が早いヤナギを植えて囲む。

「木も人間と同じで一本では育たない。寄り添って育つ。森づくりは植える心が大切。子供たちの学習の中にも取り入れてほしい」と話す。

「朝日」9月1日―市場で育てる間伐材

木を大きく育てるために切り出された、育ちが悪いと見向きもされなかった間伐材を、有効利用しようとする試みが広まっている。戦後につくられた人工林が、間伐されなかったり、切ったまま放置されたりして、荒廃していることが背景にある。間伐製品の価格は少々高めだが、地球温暖化防止や森の保全につながる。消費者の理解が普及のかぎになりそう。

新鮮な木の香りに満ち、滑らかな木目が目に優しい。新潟県上越市の居酒屋「和伊太屋四季彩」。柱やテーブル、イスはすべて間伐材を使った製品だ。昨年一二月にイタリアンレストランを改造した際、スチール製から切り替えた。店長の桐木康隆さん(46)は「四〇代、五〇代のお客さんから『落ち着く』と好評で、売り上げ四割増につながった」という。

改装を請け負ったのは、上越地域の建具屋「一五社」で作る協同組合「ウッドワーク」。九六年から地元の間伐材を使った家具作りに取り組む職人集団だ。イスや学習机、棚などの家具をカタログ直販している。

生育の悪い間伐材は、細く、節



が多い。豪雪地のため雪の重さで曲がってしまう。この「三重苦」を、家具デザイナーの小田原健氏のデザインと職人の技で克服した。一つひとつの節を枝で埋めるなど、手間が多い作業。安い輸入材の流入で、使わずに荒れてしまった森を守りたいという思いからだ。間伐材が使われることで、国内の森林資源が循環する思想が商品に込められていることを、消費者に知ってほしい」と関原事務局長。

「毎日・北海道版」10月4日ー森林整備への建設業者雇用策

掘達也知事は三日の第三回定例道議会本会議で、森林整備事業に建設業者を受け入れるため、山林作業の技術や知識を身につける研修会を実施していくことを明らかにした。

森林整備事業は、国が示した緊急雇用対策の一つに位置付けられている。同じ事業費の公共事業に比べ四倍の作業員を雇用できるため、公共事業の削減に伴う建設業者の雇用の受け皿として期待されている。

道水産林務部によると、造林や間伐作業に必要なチェーンソーの技術や安全に作業する知識を修得する研修会を実施。さらに継続的

な就業希望者に対しては、高度な重機の操作の研修会を開くほか、自然や緑の知識を生かした森林インストラクターなどの就業確保を検討している。

また掘知事は、道内の森林面積約五六〇万ヘクタールの約六割を占める国有林の森林整備に市町村が取り組むことができるよう、国に働きかけていく考えを示した。

「毎日」10月8日ー国有林利用し解消狙う

近畿中国森林管理局は今年八月京都市と広島県宮島町の国有林を「世界文化遺産貢献の森林」に指定し、世界文化遺産に登録されている京都の社寺や厳島神社を中心に文化財建造物への檜皮、大径材の供給に生かしていくことを決めた。

材料不足に悩む社寺や文化財関係者は以前から国有林の開放を要望してきた。中部地方や四国で近年、全国社寺等屋根工事技術保存会と林野庁が協定を結び、国有林から檜皮が採取できるようになった。同管理局の「貢献の森林」指定は、規模の大きさと「文化財保存に生かす」と目的を明確化した点で、「両者の連携が一步進んだ形だ。

京都市内では、国有林約一四〇〇ヘクタールのうち清水寺、銀閣寺の背景の東山や天龍寺近くの嵐山など一五カ所計五二〇ヘクタールを指定した。宮島では、厳島神社背景の原生林を除いた島のほぼ全域二三九四ヘクタールを指定。それぞれを「檜皮の供給林」「文化財修復用材の供給林」などのゾーン分割した。

檜皮は初回の採取時は品質が悪く、安定するのは一〇年近くたってからになる。大径木の計画的育成には数十年から一〇〇年単位の時間がかかる。

今回の指定で、文化財修復の問題が一気に解決するわけではないが、全国国宝重要文化財所有者連盟（本部・京都市）の後藤左雅夫事務局長は「明るい兆しが見えてきた。連盟としても境内林での檜皮採取に加盟社寺が協力するよう働きかけを続けていく」と話す。

「朝日」11月6日ー公費で仕事実態は？森林作業員

東京都の西端、奥多摩町の山中。スギの人工林がとぎれて雑木林が広がるあたりで、そりい作業服を着た六人の男性が斜面に足を踏ん張り、柄の長さ一・五メートルのかまを使って草を刈り始めた。

国の交付金で失業者を雇い、土砂が崩れた林道や倒木で埋まった溪流を清掃する事業の現場だ。事業は都が企画し、同町ははじめ六市町村の森林組合が実施している。六月に公営社を辞めるまでコンビニエーター技術者だった男性（37）は、画面を見つけて目が悪くなり、残業も通勤途中の人込みも嫌気がさし退社した。ハローワークで「自然に関係ある仕事を」と頼んだら紹介された。

一〇月に森に入った。最初の一週間は腰が痛くなり、かまを握り続けた手に力が入らなくなった。でも、山に詳しい先輩がかまの研ぎ方や木の実の名前など様々なことを教えてくれる。体はじきに慣れた。

日当二万円。そこから宿舎代二千元と光熱費が引かれるが、不満はないという。

だが、「半年では短すぎる。山仕事で一人前になるには一年は必要と言われるのに」。交付金はあくまで「本格雇用までのつなぎ」と位置付けられ、現在の制度では雇用期間は半年かぎり。周辺の森林組合や林業会社の求人ほとんどない。半年が過ぎたら、長野方面で林業関係の仕事を探すつもりだ。

一方で、失業者をきちんと訓練し、荒れた山林の回復のために本格的に働いてもらおうという動きも出てきた。

今年九月、三重、和歌山両県の知事が連盟で「緑の雇用事業で地方版セーフティネットを」と国に提言し、他の二八道府県知事が賛同した。三重県林業団体連絡協議会の吉田善三郎会長(56)は「国土保全のためには、下草刈りや植林よりも間伐が必要。国民が納得したうえで税金を投入してもらえれば」と話す。公共事業削減で職を失う土木作業員を森林作業員に雇うアイディアも出ており、「向き不向きが判断できるまで試用期間に三カ月もあればいい。見込みのある人を対象に研修すれば、半年などと言わず安定的な雇用につながるはずだ」。



### 国民森林会議から会員へのお願い

▶ ボランティア活動にかかわっている国民森林会議の会員の現状の把握について

会員のなかには、森林、林業や山村問題に関係するボランティア活動にかかわっている方が多くおられると思います。ついにはその現状を把握することが、今後の国民森林会議の運営にとって有用と考えられますので、該当の会員は①氏名、②所属しているボランティア団体の名称、③活動内容のあらまし(簡条書き)を左記あて「はがき」でお知らせ下さい。

記

〒112-0022

東京都文京区大塚三二二八七七

林政研究センター内

国民森林会議

### 国民森林会議からのお知らせ

会員である著者からの申し出により、「会員の出した本」の簡単な紹介を「国民

と森林」において行うことになりました。紹介を希望されます会員・著者は、その旨を国民森林会議事務局にFAX又は郵便により申し出て下さい。その際に当該の著書一部を国民森林会議に献本して下さいますようお願いいたします。

### お知らせ

二〇〇二年評議員会開催

日時 二〇〇二年二月二日(土)

午後一時から二時予定 学士会分館

国民森林会議第二〇回総会

日時 二〇〇二年三月一六日(土)

午後一時から二時 学士会分館

国民森林会議二〇周年シンポジウム

日時 二〇〇二年五月一八日(土)

午後一時三〇分から五時

伊那市 長野県民文化会館小ホール

テーマ 「森林資源の新たな利用と

森林整備」

パネリスト 折衝中

## アトランダム雑誌切抜き

10月~11月

◆林業公社の機能／岡和夫（元東京農工大教授）

（昭和三四年わが国林業公社の草分けとなった対馬林業公社や岩手県林業公社など四県の公社創設の経緯や実態を検証して）。平成元年一万ha近い新植を担った公社造林は平成一二年には二千haを切った。今後既造林地の育成という任務はあるが、公社の拡大造林推進の役割は終わった。問題は三〇年代の政策努力で、全国の山村に経済資源として膨大な人工林資源が造成され一部は成熟過程にはいつているが、それが地域経済の発展に有効に活用されていないことだ。一方山村は衰退の一途を辿っている。山村の維持は集落の維持が基本だが、そのために零細所有のため活用されない成熟資源を森林法の制度を生かして、森林実施計画による団地化・施業実施計画による共同化・自家労働力型経営の結合を集落を核に行ったらどうか。そのコーディネート役をその蓄

積のある林業公社が担うのである。森林実施計画が作成されている団地森林については締結される施業実施協定の実施を条件として直接払い（農業分野では実施されるIIデ・カップリング）も可能になる。『林業経済』10月号／林業経済研究所）

◆森林認証制度の現状・世界の動向と日本の課題／根本昌彦（林業経済研究所全森連委嘱研究员）

「持続可能な森林経営」のキーワードとして森林認証の動きが世界的に広まっている。八〇年代の「熱帯林破壊に加担したくない」という消費者の声に呼応して、地球サミット以降九〇年代に登場したのが第三者による持続可能な森林を認証するこの制度。環境運動を母体とするFSC（森林審議協議会）が、政府主導の取り組みが進展しないことに危機意識をもって立ち上げた。①森林経営の基準と指標（56基準を踏まえ国や地域の基準を作

成しさらに評価のための要求事項をつくる）要求事項が審査機関の恣意的なものになるのではという意見もある。ISOの場合には環境重視のシステムの検証を審査の対象としている）、②第三者審査システム（FSCの場合本部が適格性を認定した機関は世界6か国に11の認証機関があるが日本にはない。ISOの場合は独立機関が適格性を判断）、③流通過程に対するCOC認証（商品へのロゴマークの添付、ISOの場合には企業の環境対策をアピール）。

世界でFSC承認森林は二四〇万ha（〇〇年3月）、うち熱帯林は一割。FSC以外の認証を含めた認証森林は、全森林面積の二・一%、八〇七〇万ha（ISOを含めない）。FSCの認証以外に多くの認証機関が誕生した。それは、国や企業の思惑もあると考えられる。一方国際的にも、「持続可能な森林経営」を目指した合意づくりにすすんでいる。その結果市場

での判断が制度を左右するだろう。北米などでは「持続可能な森林からの木材使用を求め」不買運動も起きている。反面承認森林だけでは供給の限界も表面化しつつある。（次号は国内の動きを掲載予定）  
『森林組合』10月号／全国森林組合連合会）

◆国有林における森林環境整備推進協力金について（編集部）

国有林のレクリエーションの森で昭和六一年から始まったこの制度は、現在二六六カ所で実施、ほぼ六〇〇万円の収受（12年度は七一六七万円）。一カ所一〇万円以下が九割。その全額が地元還元され、清掃・森林や施設整備・普及啓発に当てられている。上位五位は、屋久島荒川地区自然休養林三三八六、くまもと自然休養林二〇〇三、屋久島白谷地区自然休養林九一五、飛竜橋自然観察教育林四八二、赤沢自然休養林四三三五（単位万円）。『森林レクリエーション』10月号／全国森林レクリエーション協会）

◆世界の森林資源はどうなっているのか／小林紀之（住友林業㈱研究主幹）

FAO（国連食糧農業機構）は、

森林・植林などの定義を共通にして森林調査を行った。二〇〇〇年現在森林面積は三八・七億ha、九五年に比べ四億ha増加した。これは定義の変更によって先進国で疏林が森林に算入されたことなどによる。森林の減少は、一〇年間平均で年九三九万ha。これは九〇～九五年間の年一一三〇万haからいえば改善された。これは①植林面積の増、②ロシアなどでの放置農地の森林回帰、③熱帯地方での他の用途地からの森林回帰が主な原因。国連欧州経済委員会がまとめた温帯・北方資源評価では、工業国五五カ国の森林面積は一七億ha、一億haが木材供給可能林とし、年間成長量二五・五億、伐採量は一三・四億。FAOの調査と総合してみると熱帯林の供給可能森林面積は四億haと推定できる。

Forest Sector は木材資源の将来について、二〇五〇年の産業用木材需要は、五〇～七五%増で、人工林からの供給が七五%、内早生樹が五〇%になると予測している。

世界銀行は、九一年の森林政策評価に基づいて新たな政策を「〇一年森林ペーパー」として発表する。その方向は、「森林政策を環境対策と貧困対策と両立を図りながらどう実効のあるものにするか」ということであろう。最近ヨーロッパに調査に行ったが、二酸化炭素排出取引の具体化などの取り組みがすすんでいることを実感した。それに関連して、排出・取引など実施の測定をどう検証するのか認証・認定する機関への関心も高い。わが国でもそうした動きに備えた対応が求められるであろう。〔林業技術〕11月号/日本林業技術協会)

◆CO<sub>2</sub>吸収源として他国の第三者からも納得してもらえない森林整備などが課題です/岸純夫(林野庁研究普及課長・インタビュール) (ボン会議での合意事項を解説して) 〇八年から一二年の第一約束期間にCO<sub>2</sub>の排出削減量と吸収量の報告義務がでてくる。吸収源で何を採用し、吸収量をどうカウントしたか、他国の第三者にも納得してもらえない説明が必要。そうした説明ができる森林整備をすすめていかねばならない。九八年の排出量は、九〇年に比べ六・八%増で、森林の吸収率が三・九%認められたとはいえず、九八年時点では一三%近い削減が求められるわけだから、本格的な排出削減策が求められる。同時に、木材利用を進めていくことも重要な課題だ。

木材は、炭素を貯留している第二の森林だし、他の素材に比べて製造時の炭酸ガス排出が少ない省エネ素材だ。木造化、木造家屋の寿命を長くすることや、木質バイオマスのエネルギー化など進めるためにも努力したい。〔現代林業〕11月号/全国林業改良普及協会)

◆多面的機能を支える森林・林業労働を考える/高木郁郎(日本女子大教授・林政審委員)

今夏屋久島を訪ねた。いま残る屋久杉は藩幕時代に素性が悪くて経済的な価値がないため伐り残されたもので、森林を人間の利用価値だけで判断した誤りを示している。かつて伐採されたが、素性が悪く放置されて土中に埋まった土埋木を掘り出して利用していたが、一本一本土埋木の品質を定める技術があつてこそ生きて使えた。この屋久島の例は、今後の森林の管理にとっての示唆を与える。今年七月に森林・林業基本法が成立したが、この中では森林の多面的機能発揮をうたっている。その機能発揮の展開で重視されるのは新しい施業を現場で遂行する人的資源であろう。資源循環林で経済的機能を重視するといっても、この区分の森林に二酸化炭素吸収力に差

があるわけではない。森林の機能は多面的だ。高性能機械の導入はコスト削減のため必要だが、森林土壌の維持をふくめて環境に配慮すればコスト面だけを考えた作業をすることはできない。そうした点が森林・林業基本計画の審議のなかで重視されなかったのは残念だ。多面的な機能を重視すれば、労働の質も変化する。択伐や機械使用の状況判断など、効率性と公益的機能の両面からの判断が求められる。これまでの分業化から多面的な能力が必要で、技能の再評価と継承も課題になる。また環境教育などの労働も加味されることも考えられる。そうした課題にこたえる人的投資を誰が担うかだ。林業関係の業界がその一部を担うほかに、「公益」を担うから公的費用の投入が不可欠になることを関係者は自覚せねばならない。小泉政権の不良債権処理の過程で発生する建設業の失業者対策に、森林分野への就労・公的費用の投入が行われて当然だろう。しかし森林・林業の将来を考えれば、臨時的・便宜的な手段でなく、長期の視点をもった森林・林業分野の人的資源政策の一環として位置付けられるべきである。〔山林〕11月号/大日本山林会)



# 森林・林業基本計画の概要

平成一三年一〇月 林野庁

(林野庁ホームページより)

## 1 基本計画の目的

○ 森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定。(基本計画の内容については、概ね五年ごとに見直し)

○ その中で、関係者の森林の整備や保全、林業、木材産業等の事業活動や林産物の消費に関するの指針とするため、森林の多面的機能の発揮に関する目標及び木材の供給及び利用の目標を設定。

## 2 施策の考え方、展開方向

○ 森林は美しく豊かな国づくりの基礎。森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、

木材の供給等の多面的機能を有しており、森林に対する国民の多様な要請に応えるため、森林の適正な整備・保全、林業の持続的かつ健全な発展、木材の供給・利用の確保を図ることが必要。

○ 木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換するという、森林・林業基本法の理念の実現を図るため、国民の参加と合意を得て、森林・林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、人と自然が共生する森林の世紀の実現に努力。

(1) 多様な森林の整備の推進

○ 森林の機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されることから、森林の持つ多様な生態的特性等を踏まえた適正な整備及び保全を図ることが必要。

○ 一つの森林に高度に発揮すべき機能が併

存する場合が多いことから、個々の森林について自然的条件や地域のニーズ等に応じて特に重視すべき機能を特定するなど機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備を進めることが必要。このため、重視すべき森林の機能や望ましい森林整備のあり方を示すこととし、森林所有者や地域住民の合意の下に、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分。(一三年度末までに市町村森林整備計画において実施予定)

① 水土保全林

下層植生、樹根、土壌孔隙が発達した森林への誘導を旨として、高齢級の森林への移行及び広葉樹導入により混交林化を図るなど複層林の造成を推進。森林所有者等の自助努力のみでは適正な整備が進みづらいものについては、必要に応じて、治山事業、緑資源公団、森林整備法人等による森林整



備を実施（公的な関与による森林整備）

② 森林と人との共生林

動植物の生息・生育に適した森林、住民等に憩いと学びの場を提供する森林等への誘導を旨として、広葉樹の導入等による森林構成の多様化、森林環境教育、健康づくりの森の整備を推進。

③ 資源の循環利用林

木材の利用に適した森林への誘導を旨として、経営目的等に応じた施業の適切な選択、森林施業の集約化・団地化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進。

・三区分ごとの整備対象面積（単位：万ha）

区 分	整備対象面積	
合 計	2,510	
参 考 内 訳	水 土 保 全 林	1,300
	森林と人との共生林	550
	資源の循環利用林	660

（単位：面積万ha、蓄積百万m<sup>3</sup>）

区 分	平成 12 年	目 標		（指向する状態）	参 考 平成 8 年 森林資源に関する基本計画の指向する状態
		平成 22 年	平成 32 年		
育成単層林	1,030	1,020	970	（ 440）	（ 888）
育成複層林	90	140	230	（ 870）	（ 532）
天然生林	1,390	1,350	1,310	（1,200）	（1,102）
合 計	2,510	2,510	2,510	（2,510）	（2,522）
森林の総蓄積	3,930	4,410	4,730	（5,080）	（4,630）
成 長 量	89	80	69	（ 58）	（ 79）

○ 森林の多面的機能の発揮に関する目標

新たな森林整備の考え方に基づき、平成二二年及び平成三三年における目標を設定。

※ 今計画の指向する状態については、伐期の長期化や伐採後の裸地化の減少等三区分毎の森林施業が適切に実施されることとし、前計画と比較すると、育成単層林は半分、育成複層林は六割増。

※ 皆伐・新植といった画一的な施業から脱却し、育成複層林への誘導、長伐期化、広葉樹の導入など森林の区分にふさわしい施業を推進し、多様な森林を整備。

※ 育成複層林については、長期育成循環施業の導入等により整備を推進。（抜き伐りへの助成等を一三年度から実施中）

↓ 育成複層林面積 平成一二年九〇万ha

↓ 指向状態八七〇万ha

※ 炭素の貯蔵庫である森林の総蓄積の増加を図る。

↓ 森林の総蓄積 平成二二年三九億m<sup>3</sup> ↓

指向状態五一億m<sup>3</sup>

○ 造林、保育、林道の整備等について、森林の区分に応じた事業展開を円滑に実施。

（一四年度概算要求）

特に、林道と作業道等の適切な組み合わせや自然環境の保全等森林の三区分に応じた林内路網を整備するほか、森林の区分を

包括する骨格となる林道を整備。

○ 健全な森林を育成するため、計画的かつ

効率的な間伐を推進。

○ (一・二年度から五カ年対策を実施中)

○ 地域の生物多様性の向上等に資する観点から、地域固有の豊かな自然林等を再生・創出。「緑の再生」特別対策(一四年度概算要求)

○ 森林の現況の調査等の地域活動を確保するための支援措置

○ 一体的かつ計画的な森林施策が適切に行われるよう、森林施策計画の認定を受けた森林所有者等を対象とする交付金制度を創設。

(一四年度概算要求)

○ 山村の活性化

都市と山村の共生・対流の推進を図るため、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、拠点集落への重点化等を通じた山村地域への定住を促進。情報通信基盤や交流基盤の整備、森林体験活動の指導者の育成等による都市住民等の受け入れ態勢を整備。

○ 国民の自発的な活動の促進

全国植樹祭や緑の募金等の国土緑化運動や森林ボランティア活動の促進等国民参加の森林づくりを推進し、森林の整備・保全は社会全体で支えるという国民意識を醸成。

社会的コスト負担

森林整備のための社会的コスト負担について、国民の理解を得つつ、地域の状況にも対応して、様々な手法のうちからの的確に

選択していくことについて検討。

(2) 林業経営の育成

○ 林業経営の規模の拡大・集約化

効率的・安定的な林業経営を担える者(森林組合、素材・造林事業者、林家、会社等)を育成し、経営意欲の低下した小規模所有者や都市部に居住する不在村所有者などの森林について、これらの担い手への施業や経営の集約化を促進。

このため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式や経営管理の合理化等林業経営基盤の強化の促進を図ることとし、具体的には以下の施策を実施。

・ 林業経営基盤強化法(一三年七月改正)に基づく特例資金の貸付、税制特例

・ 同法に基づく都道府県知事による森林所有権の移転や施業・経営の受委託のあっせん等

・ 森林施策計画の作成主体及び造林関係補助事業の事業主体の拡大(一四年度概算要求)

○ 高性能林業機械の導入等により、効率的かつ安定的な林業経営の基盤を整備。(林業・木材産業構造改革事業の創設(一四年度概算要求))

○ 人材、林業労働力の育成確保  
新規就業の確保、雇管理の改善、労働安全衛生の向上。

○ (一三年度補正予算(改革先行プログラム)において、森林整備等による緊急雇用対策

(3) を要望)

○ 木材の供給及び利用の確保

木材の供給及び利用の確保  
木材に対する需要が確保され、適切に利用されることにより、伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的

供給の目標(平成22年)

(単位:百万㎡)

区分	平成11年		平成22年		参考年	
	実績	目標	実績	目標	平成32年	参考年
合計		20		25		33
参考内訳	林保全	—		12		15
	共生林	—		4		4
	資源の循環利用林	—		9		14

かつ健全な発展が図られ、森林の有する多  
面的機能の発揮も確保。

再生産可能で加工に要するエネルギーが  
少ないなど木材は人と環境に優しい素材で  
あり、木材の有効利用の促進が環境に負担  
の少ない循環を基調とする社会経済システ  
ムの実現に貢献。

このようなことから、望ましい森林の整  
備が行われた場合の木材の供給量と、今後  
の木材の需要動向を見通しつつ製材用材等  
用途別の利用量を設定。(目標年次は平成  
二二年)

※ 木材供給量 平成一一年二〇百万 $m^3$  ↓  
平成二二年二五百万 $m^3$  実績と比較す  
ると、択伐などの非皆伐施業による木材生  
産量の増加。

※ 製材用材利用量 平成一一年一三百万 $m^3$  ↓  
平成二二年一八百万 $m^3$  我が国の木材の  
主要用途である製材用材の利用促進に努力。

○ 木材産業等の健全な発展  
・ 木材産業の事業基盤の強化、流通及び加  
工の合理化

外材に対抗し得るよう規模拡大による  
低コスト化、乾燥材生産等による品質の  
向上、ロットの拡大等。

○ (林業・木材産業構造改革事業の創設  
(一四年度概算要求))  
林産物の利用の促進

・ 建物等における木材の使用の促進  
住宅生産者との連携の促進、今後の新

### 利用の目標 (平成22年)

(単位: 百万 $m^3$ )

用途区分	総需要量 見通し	利用量	
		平成11年	目標
合計	100	20	25
製材用材	41	13	18
パルプチップ用材	41	5	5
合板用材	15	0	1

設住宅着工の見通しを踏まえた上で、長  
期耐用住宅、リフォーム等への対応、非  
木質住宅向けの内装材の開発普及  
学校、保育所、郵便局等の地域のシン  
ボルとなる公共施設の木造化、公共事業  
への木材利用促進  
木材の新規需要の開拓  
・ パイオマスエネルギー利用、新素材の  
開発等

(4) 国有林野の管理及び経営  
国有林野は国民の共通の財産であることを  
踏まえ、公益的機能の維持増進を旨として、  
適切かつ効率的に管理経営。既に重視すべき  
機能に応じて森林を3区分しているところで  
あり、民有林との連携を図りつつ、森林の区  
分に応じた適切な森林施業を一層推進。